

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

フリー株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 2019年11月7日

【会社名】 フリー株式会社

【英訳名】 freee K.K.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 佐々木 大輔

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田二丁目8番1号

【電話番号】 03-6630-3231

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 東後 澄人

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田二丁目8番1号

【電話番号】 03-6630-3231

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 東後 澄人

目 次

頁

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【事業等のリスク】	19
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
4 【経営上の重要な契約等】	29
5 【研究開発活動】	29
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	30
第4 【提出会社の状況】	31
1 【株式等の状況】	31
2 【自己株式の取得等の状況】	53
3 【配当政策】	54
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	55
第5 【経理の状況】	64
1 【連結財務諸表等】	65
2 【財務諸表等】	92
第6 【提出会社の株式事務の概要】	117
第7 【提出会社の参考情報】	118
1 【提出会社の親会社等の情報】	118
2 【その他の参考情報】	118
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	119

	頁
第三部 【特別情報】	120
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	120
第四部 【株式公開情報】	121
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	121
第2 【第三者割当等の概況】	123
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	123
2 【取得者の概況】	128
3 【取得者の株式等の移動状況】	133
第3 【株主の状況】	134
監査報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期
決算年月	2019年6月
売上高 (千円)	4,516,950
経常損失(△) (千円)	△2,850,936
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△2,778,440
包括利益 (千円)	△2,778,440
純資産額 (千円)	4,510,056
総資産額 (千円)	7,380,958
1株当たり純資産額 (円)	△287.97
1株当たり当期純損失(△) (円)	△68.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	56.8
自己資本利益率 (%)	—
株価収益率 (倍)	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,726,271
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△539,000
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,484,028
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	5,852,912
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	388 〔108〕

- (注) 1. 当社は第7期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
8. 当連結会計年度(第7期)の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
9. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高	(千円)	216,327	568,799	1,202,144	2,414,913	4,579,049
経常損失(△)	(千円)	△983,273	△2,129,905	△2,205,591	△3,399,297	△2,764,820
当期純損失(△)	(千円)	△985,563	△2,138,516	△2,257,697	△3,405,845	△2,692,189
資本金	(千円)	490,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	9,277,674	11,068,152	12,223,269	12,223,269	13,734,897
普通株式	(株)	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
A種優先株式	(株)	1,516,000	1,516,000	1,516,000	1,516,000	1,516,000
B1種優先株式	(株)	1,064,000	1,064,000	1,064,000	1,064,000	1,064,000
B2種優先株式	(株)	697,674	697,674	697,674	697,674	697,674
C1種優先株式	(株)	—	1,398,321	1,398,321	1,398,321	1,398,321
C2種優先株式	(株)	—	392,157	392,157	392,157	392,157
D種優先株式	(株)	—	—	1,155,117	1,155,117	1,155,117
E種優先株式	(株)	—	—	—	—	1,511,628
純資産額	(千円)	430,920	2,879,578	4,041,540	692,875	4,596,307
総資産額	(千円)	707,136	3,402,573	5,013,847	2,415,996	7,464,765
1株当たり純資産額	(円)	△138.54	△309.34	△464.81	△247.82	△285.88
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△108.35	△200.32	△193.73	△92.88	△66.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	59.5	81.8	77.3	19.4	57.3
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△2,942,970	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△223,438	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	—	1,634,156	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	66 〔4〕	151 〔15〕	243 〔38〕	355 〔88〕	388 〔108〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 前事業年度(第6期)及び当事業年度(第7期)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔〕内に外数で記載しております。
9. 当社は、2019年8月26日開催の取締役会において、A種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2019年9月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
10. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
11. 第7期より連結財務諸表を作成しているため第7期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
12. 当社は、2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期から第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
1株当たり純資産額	(円)	△46.18	△103.11	△154.94	△247.82	△285.88
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△36.12	△66.77	△64.58	△92.88	△66.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	概要
2012年7月	東京都港区にCF0株式会社（現フリー株式会社）を資本金100万円で設立
2013年3月	「クラウド会計ソフトfreee」をリリース
2013年7月	商号をCF0株式会社からフリー株式会社に変更
2014年2月	「クラウド会計ソフトfreee iOS版」をリリース
2014年4月	「クラウド会計ソフトfreee Android版」をリリース
2014年8月	東京都港区から東京都品川区に本店移転
2014年10月	「クラウド給与計算ソフトfreee」をリリース
2015年5月	e-gov API（注）を利用した日本初の労働保険申告機能をリリース
2015年6月	「会社設立freee」をリリース
2015年9月	「マイナンバー管理freee」をリリース
2015年12月	金融機関向けプロダクトをリリースし、11行との連携を開始 （本書提出日現在33行と連携。なお、口座同期可能な金融機関数は3,600以上）
2016年4月	大阪府大阪市北区に関西支社を開設
2016年6月	AI研究に特化したスモールビジネスAIラボを創設
2016年9月	福岡県福岡市中央区に九州支社を開設
2016年10月	「開業freee」をリリース
2016年10月	株式会社みずほ銀行とAPI連携（メガバンクとのAPI連携は国内初）
2016年10月	「申告freee」をリリース
2017年3月	「クラウド会計ソフトfreee」において、上場会社（金融商品取引法監査）にも対応したエンタープライズプランをリリース
2017年5月	愛知県名古屋市中村区に中部支社を開設
2017年7月	事業用クレジットカード「freeeカード」を開発
2017年8月	「クラウド給与計算ソフトfreee」をリブランドし、「人事労務freee」をリリース
2018年10月	子会社フリーファイナンスラボ株式会社（現、連結子会社）を設立
2019年1月	アプリケーションプラットフォーム「freeeアプリストア」をリリース
2019年6月	フリーファイナンスラボ株式会社が「資金繰り改善ナビ」をリリース

（注）API：Application Programming Interfaceの略称。ソフトウェアの一部を公開することで、他のソフトウェアと機能の共有を可能にするインターフェースを指す

3 【事業の内容】

(1) ミッション

当社グループは「スモールビジネスを、世界の主役に。」（注1）をミッションに掲げ、「アイデアやパッションやスキルがあればだれでも、ビジネスを強くスマートに育てられるプラットフォーム」の実現を目指してサービスの開発及び提供をしております。

大胆に、スピード感をもってアイデアを具現化することができるスモールビジネスは、様々なイノベーションを生むと同時に、大企業を刺激して世の中全体に新たなムーブメントを起こすことができる存在だと考えております。

一方、日本全体の労働生産性は先進国7ヶ国中最下位（注2）であり、なかでも中小企業の従業員一人当たり付加価値額は大企業の半分未満（注3）と、スモールビジネスの生産性は低い状況にあります。

当社グループは、AIを始めとする先進的なテクノロジーを用いてスモールビジネスにクラウドERPサービス（注4、5）を提供し、スモールビジネスの生産性向上と経営改善を支援してまいりました。

当社グループは、データとテクノロジーの活用が、スモールビジネスが大企業に対する弱みを克服する鍵であると捉え、スモールビジネスこそがデータとテクノロジーの最先端を活用できる世界を追求することで、より良い社会を実現してまいります。

- (注) 1. 本書における「スモールビジネス」とは、個人事業主と従業員が1,000名以下の法人を指す
2. 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2018」
3. 中小企業庁「中小企業白書（2019年版）」
4. クラウドサービス：ソフトウェアやハードウェアを所有することなく、ユーザーがインターネットを経由してITシステムにアクセスを行えるサービス
5. ERP：Enterprise Resources Planningの略称。日本語では、企業経営において点在するあらゆる情報を一箇所に集め、一元管理を行うシステムを指して一般的に「ERP」「ERPパッケージ」と呼ばれる

(2) サービス概要

当社グループでは、スモールビジネスのバックオフィスの生産性向上に寄与するSaaS（注）サービスを開発・提供してまいりました。具体的には、2013年3月に「クラウド会計ソフトfreee」を、2014年10月に「クラウド給与計算ソフトfreee」をリリースしました。その後も、2015年6月に「会社設立freee」を、2016年10月に「開業freee」及び「申告freee」をリリースし、サービスの拡充に努めてまいりました。なお、「クラウド給与計算ソフトfreee」は2017年8月に「人事労務freee」にリブランドしております。

また、当社は、金融サービスの展開に向けて、2018年10月にフリーファイナンスラボ株式会社（以下、「フリーファイナンスラボ」という。）を設立し、2019年6月には「資金繰り改善ナビ」をリリースしております。

なお、当社グループは当社と連結子会社であるフリーファイナンスラボの合計2社で構成されており、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- (注) SaaS：Software as a Serviceの略称。ユーザー側のコンピューターにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを利用する形態のサービス

(3) 統合型クラウド会計ソフト・人事労務ソフトを提供する「freee」が選ばれる理由

当社グループが提供するサービスは、資本、人材に限りのあるスモールビジネスにおける利用を前提に設計・提供しており、独自性の高い統合型クラウド会計ソフト・人事労務ソフトとして、下記の特長がユーザー企業（注）に支持されています。

- (注) 当社グループのサービスを利用する個人事業主と法人の双方を指す

① カンタン、自動化

一般的な会計ソフトは、すべての取引を複式簿記形式の仕訳として手動で入力する必要があり、多くの手間を要するという課題があります。「クラウド会計ソフトfreee」においては、例えばクレジットカードや銀行の口座との同期（データ連携を指し、以下、「同期」という。）を行うことで、金融機関のトランザクションデータを自動的にサービス上に取り込み、AIにより自動で仕訳を行うことができます。これにより、ユーザー企業は手作業や手入力にかけてきた時間と工数を削減し、生産性を向上させることが可能です。

また、「クラウド会計ソフトfreee」は、簿記の知識がない人でも直感的に使用可能なユーザー・インターフェイスを提供しており、専門人材の確保が容易でないスモールビジネスが自社で財務会計（会計帳簿の作成）や管理会計までを実施することも可能にしております。

さらに当社グループでは、会計ソフト業界において早期よりモバイル対応の開発を行ってまいりました。「クラウド会計ソフトfreee」のモバイルアプリは、直感的に操作しやすいユーザー・インターフェイスを有し、簡単かつ効率的に業務を行うことができます。その結果、このモバイルアプリは、2万件以上のユーザー評価をいただき、5段階評価で平均4.4の高評価（注）を獲得するなど、多くのユーザーから支持を集めております。

また、スモールビジネスにおいて、会計業務に次ぐ大きな負担となっていると当社グループが考えているのが、給与計算及び給与計算に関連する人事労務業務です。例えば、社会保険や源泉所得税などの専門的知識が要求される上に、勤怠情報や従業員の扶養状況などの詳細な把握が求められ、さらに、申告や様々な届け出が必要となります。

「人事労務freee」では、従業員が必要な情報を登録し、勤怠をつけるだけで、会社の給与計算やそれに付随する申告書類の作成などを自動化することができるため、専門的知識がなくても利用可能です。

（注）Apple社が運営するApp Storeにて「クラウド会計ソフトfreee」のiPhoneアプリが5段階評価で平均4.4のスコアを獲得。ユーザー評価数は2.04万件（いずれも2019年10月時点）

② バックオフィスオートメーション

一般的な単機能型会計ソフトが担う領域は経理業務全体の一部である記帳処理に留まり、上流工程である業務は別のソフトウェアやソリューションを使用する必要があります。例えば、販売業務に関連する請求書発行や入金消込、仕入業務に関連する購買申請や支払業務は、それぞれ会計ソフトとは異なるソフトウェアや、紙と印鑑などを使用したオペレーションが用いられていたため、各業務が分断され、非効率な業務構造となっています。加えて、同一の取引に係る情報について、会計ソフトへの転記作業を要し、さらに手入力ミスを防止するための確認作業を要するという課題があります。

「クラウド会計ソフトfreee」は、スモールビジネス向け統合型会計ソフトであり、請求書機能やワークフロー機能（注）を同一のソフトウェア上で提供しているユニークな設計を特長としており、経理業務の枠を超えたバックオフィス全体の効率化にも寄与します。例えば、「クラウド会計ソフトfreee」上にて作成した請求書の情報は、売掛金として自動で帳簿に登録され、かつ債権管理台帳にも登録されます。その債権情報と、銀行のオンライン口座の入金情報との連携により、自動的に債権の消込が行われます。一方、仕入取引又は経費支払の場合も、受領した請求書をスキャンして取り込むと、買掛金や未払金として自動で会計帳簿及び債務管理台帳に登録されます。加えて、登録された債務は「クラウド会計ソフトfreee」の中から一括で振込指示を行うことができ、債務の消込も自動的に行われます。

このように、統合型会計ソフトである「クラウド会計ソフトfreee」のソフトウェア上で上流工程にあたる業務を行うことで自動的に会計帳簿が作成されるため、経理業務自体も大幅に効率化されます。

同様に、人事労務の領域においても、従来は、従業員基礎情報、勤怠管理、給与計算、保険・行政手続、マイナンバー等の人事関連の定型業務に係る情報のマスタ（データベース）が別個のソフトウェアに散逸し、マスタ間の転記及び整合性担保に手間とコストが生じているケースが見られました。

「人事労務freee」も統合型人事労務ソフトとしての性質を持ち、従業員基礎情報の構築から給与計算及び行政手続等に至るまでのデータを一元管理することで、人事労務に係る定型業務を単一のソフトウェア上で完結し、人事労務担当者の負荷を軽減するとともに、従来の転記に伴うミスを避けることが可能となります。これにより、人事労務に係る定型業務の大幅な効率化につながります。

（注）経費精算、支払依頼、各種稟議など、各種業務フローに係る申請・承認を行う機能

③ 経営者の意思決定をナビゲート

一般的な会計ソフトは、税務を中心とした制度会計のための財務諸表作成とそのため記帳を主な目的として利用されています。経理業務は、会計ソフトだけでなく、様々なソフトウェアや紙と印鑑によるオペレーションの組み合わせにより行われていることが多く、販売や仕入れなどの取引発生から会計処理の完了までのリードタイムは長期化しています。また、様々なソフトウェアやアナログ手法の組み合わせによって経理業務が行われていることで、取引の発生から財務諸表までのデータは断絶されています。

そのため、会計ソフトを、経営指標のモニタリングや、元取引及び証憑に遡って深掘りする目的に利用することは難しいのが現実です。

当社グループの「クラウド会計ソフトfreee」は統合型会計ソフトであるため、上流工程と会計帳簿を一体で扱うユニークな設計を有しており、リアルタイムに経営状況が記録され可視化されます。また、財務情報のみならず、財務諸表や各種レポートから、上流工程業務の証憑、取引先、部門等の情報を一元化して可視化し分析することができます。

例えば「予算・実績管理」機能を用いることで、予算と実績の差異について、財務諸表から個々の取引情報まで遡って分析することができます。さらに、蓄積された財務データを基に将来の資金繰りを示し、今後の経営の意思決定をサポートします。

人事労務ソフトの領域においても、従来は、従業員情報及び勤怠情報等のデータが別個のソフトウェアに散逸し、意思決定に有用なデータをリアルタイムで把握することが困難な状況が珍しくありませんでした。

当社グループの「人事労務freee」は、統合型人事労務ソフトであり、人事労務に係る情報を単一のソフトウェアに集約することで、適時に情報を把握することが可能となり、さらに「クラウド会計ソフトfreee」の各種機能と連携することでより経営の意思決定への活用が可能となります。

④ 組織全体での利用による効率化と内部統制整備

一般的な会計ソフトは、経理業務に携わる従業員のみがライセンスを有して使うことが想定されています。

「クラウド会計ソフトfreee」は、上述のワークフロー機能の提供を通じて、経理業務の枠組みを超えた企業のあらゆる事業活動において全従業員が活用することが可能な設計となっております。特に中堅規模以上の企業において、全従業員が利用することで「カンタン、自動化」「オペレーション効率化」の更なる追求につながる他、ワークフロー機能が有する承認プロセスの証跡を活用することで内部統制の整備にも貢献します。

また、「人事労務freee」と併せて利用することで、人事データ及び組織構造をリアルタイムにワークフローや経営分析に反映し、一層の業務効率化と高度な経営の可視化の両立を図ることが可能となります。

⑤ パブリックAPI（注1）による拡張性

従来は、その企業特有の業務プロセスを自動化するために、独自のシステムを開発するしかありませんでした。しかし、独自のシステム開発は多額な開発コストとメンテナンスコストがかかり、IT投資の体力に限られる中小企業にとって、大きな負担になっていました。また、そもそも独自のシステム開発自体が難しい規模の企業においては、市販のソフトウェアにアナログのプロセスを加えて補う運用がなされてきました。

このように自社開発された独自システムや、市販のソフトウェアと別のソフトウェア間でのデータ連携も容易ではなく、システム間のデータ連携はファイルの取り込み等の手作業によってなされ、工数が増大する上、転記ミス等の原因にもなっていました。

当社グループは、2013年に日本国内の会計ソフト業界では初めてパブリックAPIを公開して以来、クラウドとAPIを活用したオープン・エコシステム（注2）の構築を進めております。パブリックAPIの公開により、「誰でも、自由に」当社グループのサービスとデータ連携を行うためのアプリケーション開発を行うことができます。

そのため、中小企業向けの業務ソフトウェアを提供する企業が、当社グループのサービスとの連携機能を自発的に開発することが容易になります。このような他社製品との連携機能が多く提供されることにより、中小企業が社内業務のための独自のシステムやソフトウェアを開発する負担を大幅に削減することができます。

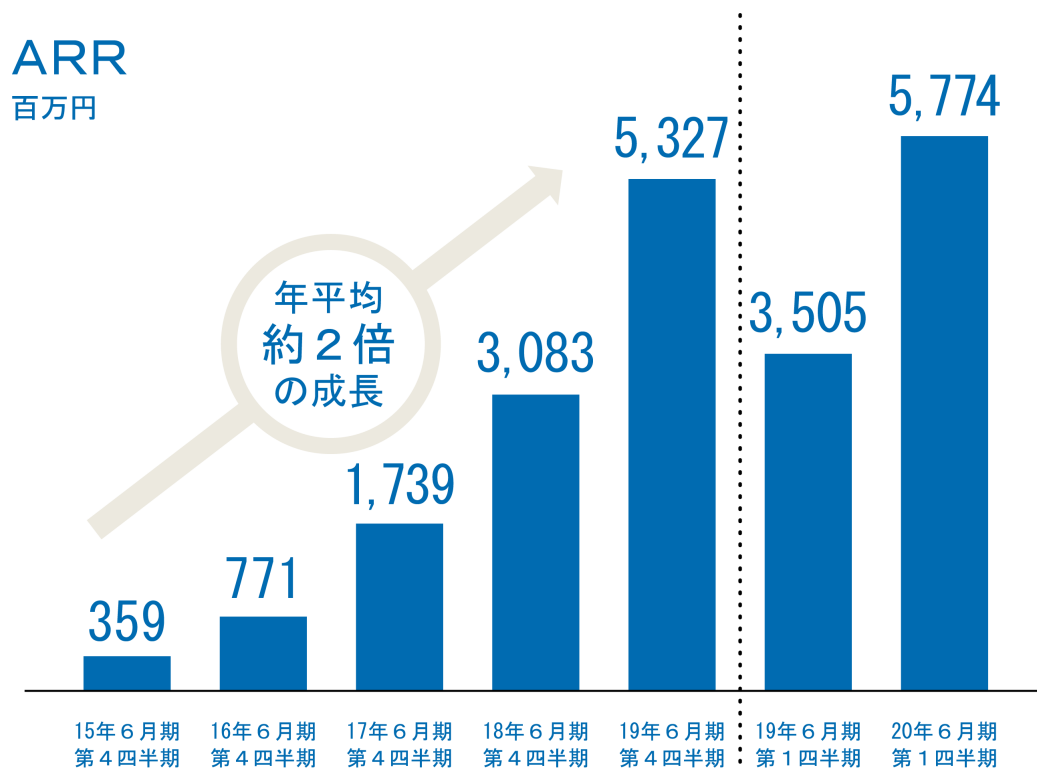
また、もし独自要件を追加したい場合でも、パブリックAPIを活用すれば、ユーザー企業が自社の業務プロセスに合わせて、カスタマイズ開発を従来より簡単に行うことができます。

2019年1月には「freeeアプリストア」をリリースしました。freeeのユーザー企業は、必要な業務カテゴリごとにfreeeと連携可能なソフトウェアを検索することができ、数回のクリックで簡単にfreeeと連携させることができます。業務ソフトウェアを提供する企業にとっては、当社グループの顧客基盤にアクセスできる「freeeアプリストア」への掲載は、魅力的な販促手段となりえます。

(注) 1. 組織内部のみでの利用を想定したAPIをプライベートAPIと呼び、他方で、組織外の主体にも利用を認めるものをオープンAPIと呼ぶ。オープンAPIの中でも、特定の提携企業のみでなく、幅広い外部企業が利用可能なものをパブリックAPIと呼ぶ

2. 複数の企業同士が非排他的に提携することで、複数の企業が提供するサービスが共存共栄できる生態系のような環境を指す

以上の「選ばれる理由」を背景に、ユーザー数及びARPU（注1）の双方が伸長した結果、当社のARR（注2）は2015年6月期から2019年6月期にかけて、年平均約2倍の成長を実現し、2020年6月期第1四半期末には5,774百万円に到達するなど、事業は順調に拡大しております。



- (注) 1. ARPU: Average Revenue Per Userの略称。1 有料課金ユーザー企業当たりの平均単価
 2. ARR: Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR (Monthly Recurring Revenue) を12倍して算出。
 MRR: Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額 (一時収益は含まない)

(4) サービスラインナップ

①「クラウド会計ソフトfreee」

個人事業主及び法人向けに提供している統合型クラウド会計ソフトです。

銀行口座やクレジットカード等との連携、請求書発行から入金管理、各種稟議や支払依頼など日々行われる経理の上流工程業務との統合により、手入力によるミスを防ぎ、経理作業にかかる時間を大幅に削減することが可能となります。同時に、上流工程業務まで含めた日々のデータを活かして、リアルタイムでの経営指標のモニタリングや詳細かつ打ち手に繋がる経営分析を可能としております。

さらに、従業員に個別アカウントを付与し、ワークフロー機能を利用することで、更なる業務の効率化と内部統制の整備にも寄与します。なお、ワークフロー機能は、承認プロセスの証跡を有していることから、上場企業に求められる内部統制報告制度に対応しており、上場準備企業及び上場企業における利用も非常に効果的です。

また、個人事業主向けプランにおいては、所得税の確定申告までを完結することが可能です。

②「人事労務freee」

法人向けの統合型クラウド人事労務ソフトです。

人事労務業務は、給与計算、勤怠管理、保険・行政手続、マイナンバー管理等と多岐にわたり、かつ従来は業務毎で使用するツールが異なるなど、複雑に分断されているという課題がありました。

従業員一人一人が、「人事労務freee」の従業員用アカウントを用いて、個人情報や勤怠情報を入力することにより、給与計算や年末調整の自動化に加えて、労務の諸手続の自動化や従業員マスタとなるデータベースの構築を可能とします。

また「クラウド会計ソフトfreee」と「人事労務freee」を連携することで、給与情報を「クラウド会計ソフトfreee」に自動で転記できるほか、「クラウド会計ソフトfreee」にて申請した経費精算について「人事労務freee」にて計算した給与と一緒に支払うことが可能です。さらに、従業員マスタにおける役職や組織構造を反映したワークフローを、「クラウド会計ソフトfreee」において自動で運用することが可能です。

③「会社設立freee」「開業freee」

「会社設立freee」は会社設立時に、「開業freee」は個人事業主としての開業時に提出を求められる書類の作成を効率化できる無料のサービスです。

会社を設立したり、個人事業主として開業したりするには、各種書類の作成から、関係者の捺印、役所への提出手続など、手続が多岐にわたる上、同じ情報を複数の書類に記載する必要があるなど、多くの課題がありました。

「会社設立freee」及び「開業freee」は、会社設立や開業に係る知識がない場合でも、Q&A形式で必要な情報を入力していくことで、必要な情報を各種書類に転記し、必要なすべての書類を自動で作成することが可能です。

④「申告freee」

「申告freee」は、主に会計事務所向けに提供している、「クラウド会計ソフトfreee」とシームレスに連携したクラウド型税務申告ソフトです。従来の税務申告ソフトは、会計ソフトとは分断されていたことから、会計ソフトから出力したデータを税務申告ソフトに入力する必要があるなど、多大な労力や時間がかかるという課題がありました。

「申告freee」の利用により、これまでプロセスごとに分断されていた会計と申告の業務がシームレスに連携し、「クラウド会計ソフトfreee」に入力された財務情報をもとに税務申告書を自動的に作成することができ、更に、作成した申告書を電子申告することができます。

また、会計事務所は、顧問先とともに「クラウド会計ソフトfreee」を利用し、更に「申告freee」を利用することで、会計事務所における記帳業務、顧問先の決算、申告書類作成等の多岐にわたる業務について、ワンストップでクラウド上で効率的に管理することが可能となります。

⑤金融サービス

創業期の中小企業のうち60%が資金繰りに課題を感じており（注1）、倒産企業の約半数を黒字倒産が占めるなど（注2）、スモールビジネスにとって、資金繰りは大きな課題です。

当社グループは、スモールビジネスの資金繰り改善を企図した金融サービスとして、当社が「freeeカード」、フリーファイナンスラボが「オファー型融資」、「請求書ファイナンス」等を提供しております。

「freeeカード」は、従来クレジットカードを作成することが容易でなかった個人事業主や中小企業に特化した事業用クレジットカードです。経費精算や仕入れなどの現金取引のキャッシュレス化によりバックオフィス業務の効率化を、またクレジットカード明細を自動で「クラウド会計ソフトfreee」と同期することにより経営状況の可視化を実現します。なお、「freeeカード」は、当社との提携に基づきクレジットカード会社が発行しております。

「オファー型融資」は、フリーファイナンスラボと金融機関が連携して提供する融資サービスであり、融資を受けられる可能性の高い「クラウド会計ソフトfreee」のユーザー企業に対して、借入可能額や金利などの借入条件をフリーファイナンスラボが試算し、提示します。従来の金融サービスは、申込み後に審査に落ちてしまうリスクがあり、ユーザー企業にとって、金融機関に融資を申込みことへの精神的なハードルが存在していました。

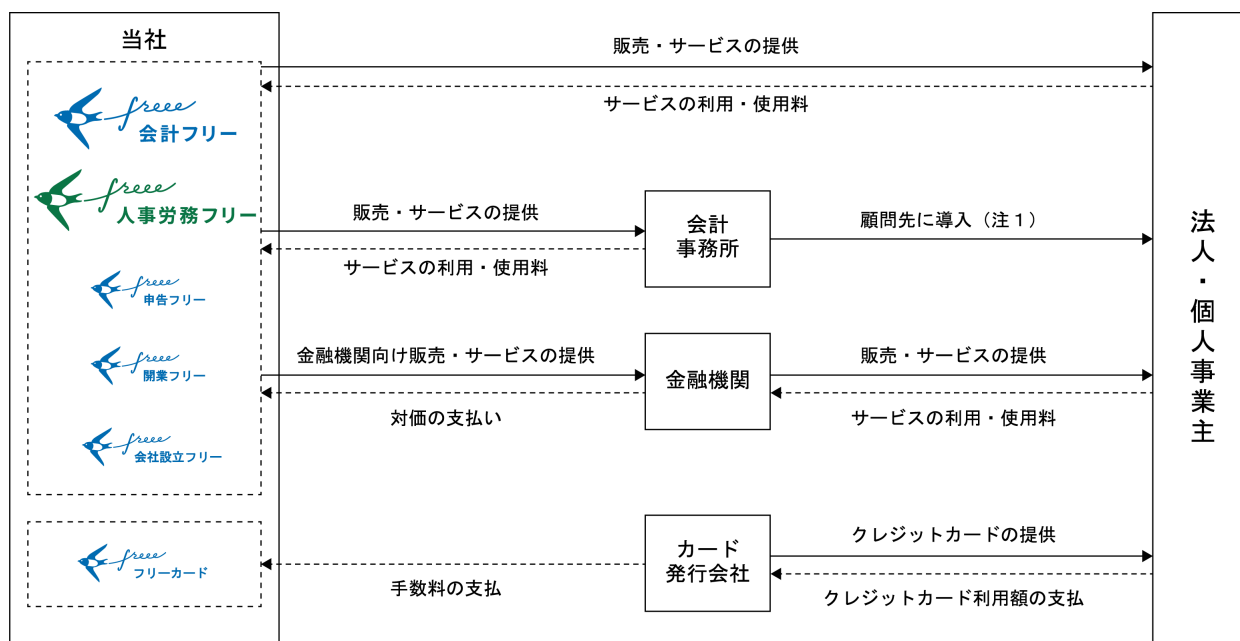
「オファー型融資」は、各金融機関と提携し、フリーファイナンスラボが事前に借入可否と条件を試算して提示することにより、ユーザー企業の融資申し込みへの精神的なハードルの解消を実現しております。

「請求書ファイナンス」は、クラウドファクタリング企業と連携して提供する請求書買い取りサービスであり、「クラウド会計ソフトfreee」に登録されている売掛債権を、オンラインで現金化することができるサービスです。

これらの金融サービスは、資金繰りの実態を把握できる場所である会計ソフト上で、資金繰り改善のアクションまでを可能にするものであり、従来の会計ソフトからは一線を画した価値を提供するものです。

- (注) 1. 中小企業庁「中小企業白書(2017年版)」
 2. 株式会社東京商工リサーチ「全国新設法人動向」(2017年)

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



- (注) 1. 会計事務所を通じて導入されるサービスの利用者は矢印の先の「法人・個人事業主」です。「会計事務所」は単純な再販売ではなく、顧問先に対して当社サービスの導入支援サービスを提供します。
 2. 「申告free」の主な利用者は「会計事務所」です。
 3. 「開業free」及び「会社設立free」の利用者は「法人・個人事業主」であり、当サービス自体の利用料は無料です。
 4. フリーファイナンスラボについては、連結業績に与える影響は僅少であるため、事業系統図への記載は省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) フリーファイナンスラボ 株式会社 (注2)	東京都品川区	100,000	金融サービ ス	100.0	役員の兼任2名 開発業務の受託

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数 (人)
409 (110)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
2. 当社グループは「プラットフォーム」事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
409 (110)	32.0	2.3	6,530

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は「プラットフォーム」事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「スモールビジネスを、世界の主役に。」というミッションを掲げ、「アイデアやパッションやスキルがあればだれでも、ビジネスを強くスマートに育てられるプラットフォーム」をコンセプトとしたサービスを提供しております。

(2) 当社グループの強み

① 成長性の高いクラウド会計・人事労務ソフト市場におけるユニークで強固なポジション

国内企業の99.7%を占める中小企業（注1）は、大企業と比べて生産性が低く、テクノロジー活用には大きな成長ポテンシャルが存在しております。当社グループでは顧客ターゲットであるスモールビジネスを従業員規模別に区分した個人事業主、Small及びMidの3セグメントに対して、それぞれのニーズに即したソリューションを提供しております。（注2）

当社グループは、ビジネス向けの会計ソフトと人事労務ソフトのTAM（注3）について、合計で約1.1兆円と推計（注4）しております。また、従業員300人以下の中小企業等における会計ソフトの中でのクラウド会計ソフトの普及率は14.5%（注5）に留まり、そもそも会計業務にソフトウェアを活用している層が54.1%（注5）と少ないため、同市場における普及率の上昇余地は大きく残されていると認識しております。なお、現状の我が国における会計ソフト及び人事労務ソフトにおけるクラウド普及率は、下表のとおり、海外主要国と比較して低い水準にあり、我が国における普及余地が多分に存在するものと考えております。株式会社MM総研の調査では、設立1年未満の法人の53.1%が、既に会計ソフトとしてクラウドを選択するようになっており（注6）、今後の普及傾向の加速を示唆するものと考えております。

会計ソフト及び人事労務ソフトにおけるクラウド普及率の比較(注7)

	日本	アメリカ	イギリス	オーストラリア	ニュージーランド
会計ソフト	14.3%	52.5%	34.8%	61.2%	68.0%
人事労務ソフト	19.0%	81.2%	55.1%	51.9%	59.1%

前記「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 統合型クラウド会計ソフト・人事労務ソフトを提供する「freee」が選ばれる理由」にて記載のとおり、当社グループの提供するサービスは、単に従来型の会計ソフト・人事労務ソフトをクラウド化したものとは異なる統合型のクラウド会計ソフト・人事労務ソフトであり、経費精算や請求書発行といった記帳業務の上流工程まで含めた一体的な設計により、経理業務の枠を超えたバックオフィス全体の効率化、及び経営者の意思決定のナビゲーションにも寄与するものです。

こうしたユニークなサービス設計・顧客価値により、成長性の高いクラウド会計・人事労務ソフト市場において、当社グループのユーザー規模は創業以来順調に拡大しており、「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」はともに我が国における市場シェア1位を獲得（注8、9、10）するなど、マーケットリーダーとしてクラウド会計・クラウド人事労務業界を牽引しており、とりわけ「クラウド会計ソフトfreee」については新設法人、並びに「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」の両社についてはIPO準備企業群にて多く使われております。後者につきましては、当社調べによると、有力スタートアップ（注11）のうち、42%が当社グループの提供するサービスを導入しております。

(注) 1. 中小企業庁「中小企業白書（2019年版）」

2. 個人事業主、Small及びMidにおける潜在企業数と出所は下表のとおり

	潜在企業数	出所
個人事業主	4,522,381	国税庁2017年調査
Small（従業員が19名以下の法人）	1,549,342	総務省2016年6月 経済センサス活動調査
Mid（従業員が20名以上1,000名未満の法人）	319,800	

3. TAM : Total Addressable Marketの略称。当社グループが想定する最大の市場規模を意味する用語であり、当社グループが本書提出日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではありません。スモールビジネス向けの会計ソフトと人事労務ソフトのTAMは、一定の前提の下、外部の統計資料や公表資料を基礎として、下記4.に記載の計算方法により、当社グループが推計したものであり、その正確性にはかかる統計資料や推計に固有の限界があるため、実際の市場規模はかかる推計値と異なる可能性があります。
4. 国内における当社グループの全潜在ユーザー企業において「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」が導入された場合の全潜在ユーザー企業による年間支出総金額。全潜在ユーザー企業は、個人事業主と従業員が1,000名未満の法人の合計。（「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」の全潜在ユーザー企業数の従業員規模別法人数（国税庁2017年調査、総務省2016年6月経済センサス活動調査）×従業員規模別の「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」の年間課金額）+（従業員規模別の想定平均従業員数（総務省 2017年労働力調査）× 1 ID当たりの年間課金額）
5. 株式会社MM総研「クラウド会計ソフトの法人導入実態調査（2017年8月実施）」
6. 株式会社MM総研「クラウド会計ソフトの法人導入実態調査（2016年9月実施）」
7. International Data Corporation (IDC) 「Semiannual Software Tracker Forecast 2014-2023 2018H2」及び「Semiannual Cloud Services Tracker Forecast 2014-2023 2018H2」からクラウド化率の比較の高い国を抜粋。当該国には、ニュージーランドの同業プレーヤーであるXeroが進出しております。
8. クラウド会計ソフトの市場シェア：株式会社BCN「クラウド会計ソフトを導入している従業員数300名未満の企業又は個人事業主へのWeb調査(2017年9月実施)」
9. クラウド会計サービス主要3社におけるユニークユーザー数No.1（55%）：株式会社ローカルフォリオ「クラウド会計主要3社のユーザー数推計」（2019年10月実施）。ユニークユーザー（UU）数とは、ログイン後トップページにアクセスしたユニークユーザー数をいう。UU数比較は、クラウド会計サービス各社におけるログイン後トップページのページビュー（PV）数とログイン後トップページのUU数の比率が一致するとの仮定に基づき、かつ各社のログイン後トップページのPV数を基礎とした推定（ローカルフォリオ（2019年10月）。調査期間は2018年6月-2019年5月）
10. クラウド給与計算ソフトの市場シェア：株式会社MM総研「日本におけるクラウド給与計算ソフトの利用状況調査に関するWeb調査(2016年3月実施)」
11. ベンチャーキャピタルからの累計資金調達額上位500社（株式会社ジャパンベンチャーリサーチ「entrepedia」）のうち、2017年10月以降2019年9月までの期間に資金調達実績のある企業

② スモールビジネス向けクラウドERP市場における更なるTAMの拡大

当社グループは、上記のとおり、従来の会計・人事労務ソフトの枠を超えて、バックオフィス全体の効率化に資するERP（統合型業務ソフト）を志向してサービスを提供しております。今後はさらに提供するサービスモジュールを広げ、スモールビジネス向けERPとして実現・提供可能なサービスの範囲拡大を目指してまいります。これは、上流工程から下流工程までを一貫してソフトウェア化するユニークな設計思想によって可能になるものです。

そのため、従来の会計・人事労務の枠を超えたバックオフィス全体の効率化に資するERP（統合型業務ソフト）のTAMとして捉えた場合には、当社グループが狙うTAMは、上記①のスモールビジネス向けの会計ソフトと人事労務ソフトのTAM（合計で約1.1兆円）よりも、更に拡大したものととなりうると当社グループは考えております。

③ スモールビジネスの情報が蓄積されたビジネスプラットフォーム

「クラウド会計ソフトfreee」は、統合型会計ソフトであるため、経理財務情報のみならず、上流工程である個々の取引情報までを広くカバーしており、各ユーザー企業のトランザクションデータを保有しております。ECサイトや決済サービス等も同様にトランザクションデータを保有しておりますが、一つのユーザーが複数のECサイトや決済サービスを利用するのに対し、「クラウド会計ソフトfreee」は他のソフトと併用する必要はなく、すべてのトランザクションデータが集約される点が強みです。

また、「人事労務freee」には、人事労務の定型業務に係る情報が一元的に蓄積されており、従業員向けの付加サービスを提供する上での有力なプラットフォームになると考えております。

④ 高い安定性を誇る財務モデル

当社グループは、サービスの多くをサブスクリプション（継続課金）方式で提供しており、売上高合計に占めるサブスクリプション売上高の比率は90%超（注1）と、安定的かつ継続的な収益構造にあります。

顧客生涯価値（LTV）（注2）の長期的な最大化を企図し、継続率の長期化を目的とした機能改善の開発やカスタマーサクセス等に投資しております。その結果、2019年6月期における月次平均解約率（注3）は2.0%以下と、大企業と比して廃業率が高く、他のソフトウェアへの乗り換えが多い傾向にあるスモールビジネス向けサービスにおいて、低い解約率を実現しております。

また、既存顧客へのアップセルやクロスセルも順調に進展しており、2019年6月期におけるネットレベニューリテンションレート（注4）は100%超を実現しております。

- (注) 1. サブスクリプション売上高（顧客から解約意思を示されない限り継続する自動更新契約から毎月得られる収益）を全売上高で除した比率（2019年6月期）
2. LTV：Life Time Valueの略称。顧客が契約期間（Life Time）を通じてもたらされる価値であり、契約期間×MRR×売上総利益率によって算出
3. 法人と会計事務所向けの解約率。当月解約有料課金ユーザー企業数÷前月末有料課金ユーザー企業数で算出
4. 前事業年度末における既存有料課金ユーザー企業に係る売上高（個人事業主を除く。以下本注記において同様。）の当事業年度における年間継続率（（前事業年度末におけるARR+当該事業年度における既存有料課金ユーザー企業からのARRの拡大ー当該事業年度において解約した有料課金ユーザー企業から獲得していたARR）÷前事業年度末におけるARRによって算出）

⑤ 企業文化

「スモールビジネスを、世界の主役に。」というミッションの実現に向け、当社グループは「マジ価値を届けきる集団」であると自己定義し、「本質的な価値（マジ価値）をユーザーに届けきることを世の中へのコミットメントとして位置づけております。「マジ価値」とは、「ユーザーにとって本質的な価値があると自信をもって言えることをする」という意味であり、当社グループが創業以来、大切にしている考え方です。同時に、これは届いてこそ意味があるという考えから、マジ価値を届ける共通基盤であり、全役員及び全従業員が持つべきマインドとして「マジ価値2原則」を、マジ価値をチームとして届けるために大切にしたい行動として「マジ価値指針」を全役員及び全従業員で議論し浸透させております。

当社グループは、ミッションやコミットメントに共感する社員が集まり、個々人が高い自律性を持ちながらも強い一体感・カルチャーを持つ組織を実現しています。結果として、「働きがいのある会社」5年連続トップ10ランクイン（注1）、ウォンテッドリー株式会社や株式会社ビズリーチが提供する採用アワードを受賞（注2）するなど、採用市場において強固なブランド力を有するほか、高いプロダクト開発力をベースとした先進的かつ独自性の高いサービスを継続的にリリースしております。

マジ価値2原則

- ・「社会の進化を担う責任感」：社会をよい方向へ進化させる責任を有するという自負をもって、あきらめずに挑戦する姿勢。また、世の中を変えようよい事例は率先してつくるという姿勢
- ・「ムーブメント型チーム」：目指すべき世の中の方向性に共感し、自律的にアクションを起こす姿勢

マジ価値指針

- ・「理想ドリブン」：理想から考える。現在のリソースやスキルにとらわれず挑戦しつづける
 - ・「アウトプット⇒思考」：まず、アウトプットする。そして考え、改善する
 - ・「Hack Everything★」：取り組んでいることや持っているリソースの性質を深く理解する。その上で枠を超えて発想する
 - ・「ジブンゴーストバスター」：新しいことに挑戦し続けるために、自分が今向き合いたいジブンゴースト（過去の経験から形成された思い込み・行動の癖）を言語化し、それに対するフィードバックを貪欲に求め、立ち向かっていく
 - ・「あえて共有」：人とチームを知る。知られるよう共有する。オープンにフィードバックをシェアうことで一緒に成長する
- (注) 1. 株式会社働きがいのある会社研究所「日本における『働きがいのある会社』ランキング」（2015年～2019年）。但し、2015年は小規模部門（従業員25～99人）、2016年から2019年は中規模部門（従業員100～999人）でのランクイン
2. ウォンテッドリー株式会社より「WANTEDLY VISIT AWARDS 2018」SILVER賞及び「Wantedly Award 2016」Wantedly大賞、株式会社ビズリーチよりビズリーチ企業優秀賞を受賞

(3) 経営環境

我が国は、少子高齢化を背景に人口減少フェーズに入り、生産年齢人口は2018年から2040年にかけて20.5%の減少が見込まれております（注1）。また、2017年3月に政府が「働き方改革実行計画」を発表、労働環境の規制が強化されています。また、最低賃金も直近10年で28.6%上昇する（注2）など、労働生産性の向上が益々要求される局面を迎えております。生産年齢人口が減少する一方で、新設法人数や副業者数は増加傾向にあります（注3、4）。こうした独立を志向した生き方に対するニーズが時代に合わせて大きくなることで、スモールビジネスの裾野は広がりを見せております。

当社グループでは、このような環境下において、スモールビジネスは労働力への依存から脱却し、テクノロジーに代替可能な作業を積極的に置き換える必要があるほか、アイデアやパッションやスキルがあれば誰でもが挑戦できる社会をつくり、新しい生き方のニーズに対応することが重要であると認識しており、スモールビジネスが強クスマートになることに貢献するサービスの開発、提供を目指してまいります。

- (注) 1. 総務省「情報通信白書 平成30年版」
 2. 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧 平成30年度」。東京における最低賃金
 3. 株式会社東京商工リサーチ「全国新設法人動向（2008年、2018年）」。新設法人数は2008年から2018年にかけて27.5%増加
 4. 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査結果」。副業者及び追加就業希望者数は2012年から2017年にかけて14.9%増加

(4) 中長期的な経営戦略

① ユーザー基盤の更なる拡大

当社グループの2019年9月末における有料課金ユーザー企業数は161,904件であり、創業以来順調に拡大し続けております。創業当初はWebマーケティングやSNS（注1）を通じて流入したユーザー企業による自発的なユーザー登録が中心でしたが、インサイドセールス（注2）チームやフィールドセールス（注3）チームを立ち上げたほか、会計事務所向けセールス組織を強化するなど、スモールビジネスへのタッチポイントを拡充してきました。また、会計事務所向けには認定アドバイザー制度（注4）を設けており、2019年9月末現在、7,300を超える会計事務所が登録されております。

2015年12月に金融機関向けのサービスをリリースし、金融機関が関与先企業とのコミュニケーションを効率化・高度化することを可能にする「金融機関アドバイザーアカウント」や「リアルタイム経営シグナル」等の提供を進めております。また、株式会社セールスフォース・ドットコムやLINE株式会社とアライアンスを締結し、2017年9月に「freee for Salesforce」、2018年11月に「LINE店舗経理」をリリースしました。

さらに、ユーザー基盤の拡大が多様化する中で、既存ユーザー企業からの紹介も増えてまいりました。

今後もスモールビジネスへのタッチポイントの深化、多様化を進めることで、ユーザー基盤の更なる拡大を進めてまいります。

- (注) 1. SNS：Social Networking Serviceの略称。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス
 2. インサイドセールス：メールや電話等を活用し、非対面で実施する営業活動
 3. フィールドセールス：見込み顧客を直接訪問し、対面で実施する営業活動
 4. 当社グループが提供するサービスの導入実績及び理解度を踏まえて、当社が税理士事務所や会計事務所、社労士事務所等に対し、6段階の評価でfreeeの習熟度を判定する制度

有料課金ユーザー企業数推移

	2015年6月期 第4四半期末	2016年6月期 第4四半期末	2017年6月期 第4四半期末	2018年6月期 第4四半期末	2019年6月期 第4四半期末	2019年6月期 第1四半期末	2020年6月期 第1四半期末
有料課金 ユーザー 企業数（件）	29,392	54,866	82,616	120,703	154,026	118,909	161,904

② 顧客価値の最大化

当社グループは継続的に新規サービスをリリースしてきたほか、既存サービスの機能改善などにより、顧客価値の向上に努めてまいりました。また、中堅規模の企業においても活用可能なプランのリリース等を通じて高価格帯の顧客割合が増加し、結果としてユーザー企業のARPUの上昇を実現してまいりました。

また、クラウドサービスならではの特性を活かし、例として「マジ価値KPI」という独自の指標を設け、実際に統合型クラウド会計ソフトとして、ユーザー企業の生産性向上に貢献できているかを継続的に観測し、より大きく貢献できることを目指してプロダクト改善を進めております。「マジ価値KPI」の一例としては、スモールビジネスの事務コストの低減を企図した、取引当たりの手入力・修正数に関する「手作業KPI」（注1）が挙げられます。

今後は、従来注力してきたバックオフィス業務周辺のサービスに加えて、関連モジュールを強化し、スモールビジネスの業務の効率化と可視化をより多くの範囲で実現し、経営課題を解決するプラットフォームを構築する予定です。

「マジ価値KPI」を観測しつつ、真にスモールビジネスに必要とされる既存サービスの改善や新規サービスのリリース（注2）等を通じて、顧客価値の最大化を目指してまいります。

- (注) 1. 「クラウド会計ソフトfreee」のユーザーにおける(取引手入力数+取引修正数) ÷ (全取引登録数)
 2. 調達・在庫管理、CRM、プロジェクトマネジメント、法務、POS/Payment、タレントマネジメント、決済等の分野におけるサービスを想定しておりますが、これらは将来リリースする可能性のあるサービスの例示であり、本書提出日現在で具体的に決定しているものではありません。

年間ARPU (注) 推移

	2015年6月期 第4四半期末	2016年6月期 第4四半期末	2017年6月期 第4四半期末	2018年6月期 第4四半期末	2019年6月期 第4四半期末	2019年6月期 第1四半期末	2020年6月期 第1四半期末
年間ARPU (円)	12,220	14,066	21,051	25,545	34,591	29,477	35,669

(注) 各事業年度末時点における合計ARRを有料課金ユーザー企業数で除して算出

③ オープンプラットフォームの充実

当社グループは、2013年10月に日本国内の会計ソフト業界では初めてパブリックAPIを公開して以来、クラウドとAPIを活用したオープン・エコシステムの構築を進めております。パブリックAPIの公開により、「誰でも、自由に」当社グループのサービスとデータ連携を行うためのソフトウェア開発を行うことができます。

また、2019年1月には「freeeアプリストア」をリリースしました。freeeユーザーは、必要な業務カテゴリごとにfreeeと連携可能なソフトウェアを検索することができ、数回のクリックで簡単にfreeeと連携させ、利用開始できます。

今後も公開するfreeeAPIを拡張し、アプリストアに掲載されるソフトウェアのラインナップの充実化を図ることで、多様なニーズを有するスモールビジネスの業務効率化及び経営の可視化に貢献してまいります。

④ 金融サービスの拡大

当社グループは、金融サービスを展開する子会社として、2018年10月にフリーファイナンスラボを設立し、2019年6月に「資金繰り改善ナビ」としてオファー型融資サービス等をリリースしました。

今後もスモールビジネスにとって大きな課題である資金繰りに対して、これらの改善を進めるとともに、データとテクノロジーの力を活用することで、最終的に、あらゆる経営課題に対処する人工知能CFO（注）のようなサービス開発及び提供を目指してまいります。

(注) 人工知能が個々のスモールビジネスのデータを分析することで、自動で経営アドバイスをを行い、CFOとしての役割を果たす機能

⑤ 取引プラットフォームの進展

「クラウド会計ソフトfreee」において提供している「スマート請求書」は、freeeユーザー同士がクラウド上でスマート請求書を送受信することにより、受領した請求書の情報をワンクリックで会計帳簿に反映することが可能です。本機能はユーザー単体の請求書管理に係る工数や時間の効率化に寄与するだけでなく、本機能を相互に活用するユーザー間のネットワークが拡大するほど、双方の取引の効率化が進み、複数ユーザーの業務最適化が加速する好循環を生み出します。今後は、請求書の送受信に加えて、freeeのユーザー企業間で、取引の受発注や、決済の実行を、簡単かつ安心して実行できるサービスの実現を目指します。

(5) 対処すべき課題

① スモールビジネス向けクラウドERP市場の拡大

当社グループは、スモールビジネス向けの会計ソフトと人事労務ソフトのTAMについて、合計で約1.1兆円と推定（注）しております。従業員300人以下の中小企業等における会計ソフトウェア利用率は54.1%、そのうちクラウド会計普及率は14.5%に留まり、今後の普及率上昇に伴う高い成長が見込まれます。

当社グループは、スモールビジネス向けクラウドERP市場におけるリーディングカンパニーとして、市場を引き続き牽引することが重要であると認識しております。

(注) 前記「(2) 当社グループの強み ① 成長性の高いクラウド会計・人事労務ソフト市場におけるユニークで強固なポジション」を参照

② 組織体制の整備

当社グループの継続的な事業成長の実現に向けて、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

③ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多数のユーザー企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、専任の情報セキュリティチームを設置しております。また情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

④ 新規事業の展開

現在、当社グループの収益の大半が「クラウド会計ソフトfreee」や「人事労務freee」等のSaaSサービスから成り立っております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、金融サービスや取引プラットフォームにおける新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や広告宣伝活動等に積極的に投資を進めており、2019年6月期は営業損失を計上しております。

当社グループの収益の中心であるSaaSビジネスは、サブスクリプション方式でユーザーに提供しており、継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。

当社グループでは、事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、営業損失率は改善しております。

一方で、SaaSビジネスにおいては、投資効率を図る指標として顧客生涯価値（LTV）と顧客獲得コスト（CAC）（注）のバランス（LTV/CAC）が重要な指標となるため、当社グループではこれを最重要の指標として投資判断をしてまいりました。当該指標を満たす場合に積極的に投資していくことが、中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

また、営業生産性やマーケティング効率の向上等により、LTV/CACは継続して改善傾向にあります。

今後も、投資効率指標であるLTV/CACに配慮したサービス強化のための開発活動や、認知度向上のためのマーケティング活動への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

(注) CAC : Customer Acquisition Costの略称。顧客の獲得に要するコストであり、セールス活動及びマーケティング活動に係る費用が該当

業績推移

(単位：千円)

	2017年6月期 (単体)	2018年6月期 (単体)	2019年6月期 (連結)	2020年6月期 第1四半期連結会計期間 (連結)
売上高	1,202,144	2,414,913	4,516,950	1,491,436
売上総利益	768,248	1,730,388	3,530,580	1,191,343
販売費及び一般管理費	2,974,766	5,131,732	6,361,251	1,678,310
うちR&D(注1)	736,370	1,604,516	1,623,690	462,514
うちS&M(注2)	1,825,330	2,896,016	3,536,823	856,527
うちG&A(注3)	413,065	631,199	1,200,738	359,269
営業損失(△)	△2,206,517	△3,401,344	△2,830,671	△486,967

- (注) 1. Research and Developmentの略称。研究開発に係るエンジニアの人件費や関連する経費及び共通費等の合計
2. Sales and Marketingの略称。販売促進に係る広告宣伝費やセールス人員の人件費や関連する経費及び共通費等の合計
3. General and Administrativeの略称。コーポレート部門の人件費や関連する経費及び共通費等の合計
4. 2017年6月期の数値及びR&D、S&M、G&Aの各数値については有限責任 あずさ監査法人による監査及びレビューを受けておりません。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業に関するリスクについて

① クラウド関連市場について

当社グループのプラットフォーム事業は、売上高の大部分をクラウドサービスのサブスクリプション売上高が占めています。国内のBtoB向けのクラウド関連市場は従来型の会計ソフト・人事労務ソフトと比べて発展途上段階にあり、当社グループは当該市場が今後も拡大していくことが事業展開の前提であると考えております。当社グループでは、今後もクラウド関連市場の順調な成長を見込んでおりますが、クラウドサービスに関連して、今後新たな法的規制の導入、技術革新の停滞などの要因により、クラウドサービスの導入が想定通りに進捗せず、クラウド関連市場の成長が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新、規制変更等への対応について

当社グループのプラットフォーム事業においては、顧客であるスモールビジネスのニーズに対応したサービスの拡充・開発を適時かつ継続的に行うことが重要です。

とりわけ、クラウドサービスを取り巻く技術革新のスピードは大変速く、先端的なニーズに合致するクラウドサービスを提供し続けるためには、常に先進的な技術ノウハウを獲得し、当社グループの開発プロセス・組織に取り入れていく必要があります。このため、当社グループは、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境・開発環境の整備を進めるとともに、技術的な知見・ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、かかる知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合又は競合他社がより優れたサービスを展開した場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム投資、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このように、当社グループが技術革新に対して、適時かつ適切に対応することができなかつた場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力や業界での地位の低下を招き、また、対応のための支出の増大により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、会計、税務、人事労務その他の規制に関する変更により、当社グループのサービスについて重大な修正を要し、又は販売が延期若しくは中止となる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制について

当社は、電子決済等代行業者として関東財務局に登録（登録番号：関東財務局長（電代）第1号）（以下、「本登録」という。）し、銀行法に基づく役務の提供を行っております。本登録に関して、有効期限は存在しないものの、銀行法又は銀行法に基づく関東財務局長の処分違反したとき、その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をするなどして本登録が取り消された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。但し、本書提出日現在において、本登録の継続に支障を来す要因は発生していません。

その他のものとして、当社は、生命保険募集人として関東財務局に登録（登録番号：04ECAA007742）及び損害保険代理店として関東財務局に登録（登録番号：21725019543）を行っており、保険業法に基づく役務の提供を行っております。また、当社子会社であるフリーファイナンスラボ株式会社は貸金業者として東京都に登録（登録番号：東京都知事（1）第31728号）を行っており、貸金業法に基づく役務の提供を行っております。

上記許認可及び登録の状況の概要は以下のとおりであります。

(当社)

許認可等の名称	取得年月日	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	主な許認可等の 取消事由
電子決済等代行者	2018年9月26日 (登録)	金融庁	電子決済等代行業1号業務(銀行口座への送金指図伝達業務)及び2号業務(銀行口座情報の取得・提供業務)の登録	—	銀行法第52条の61の17
生命保険募集人	2018年9月7日 (登録)	金融庁	生命保険募集人の登録	—	保険業法第307条
損害保険代理店	2019年1月31日 (登録)	金融庁	損害保険代理店の登録	—	保険業法第307条

(フリーファイナンスラボ株式会社)

許認可等の名称	取得年月日	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	主な許認可等の 取消事由
貸金業者	2019年1月29日 (登録)	金融庁	貸金業者の登録	2022年 1月29日	貸金業法第24条の6の5

当社グループは、社内の管理体制の構築等により、当該法令を遵守する体制を整備しておりますが、当社グループが当該法令に抵触すること等により何らかの行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により当社グループの事業展開を阻害する規制の強化等が行われた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

とりわけ、フィンテック領域におけるサービスの普及に伴い、「銀行法」の改正が行われるなど、フィンテック領域におけるサービスに関する法令整備が進んでおり、今後新たに関連業者を対象とした法的整備が制定された場合、当社グループが現在提供する又は新規に取り組む金融サービスその他の業務が一部制約を受け、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報管理体制について

当社グループは、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。

これらの情報資産を保護するため、情報セキュリティに係る専任チームを設置し、情報資産を適切に管理、保護しております。具体的には、「クラウド会計ソフトfreee」については、国際的な保証報告書であるSOC1 Type1報告書及びSOC1 Type2報告書を取得しているほか、提携先の金融機関によるセキュリティチェックや、電子決済等代行者の登録に際して金融庁によるセキュリティチェックをパスしております。また、個人情報保護に係る国際認証であるTRUSTe認証を取得し、関連法規類に準拠した情報保護を実施しています。さらに、情報セキュリティ基本方針を定め、従業員に対して継続的な研修活動を実施しております。

しかしながら、このような対策にもかかわらず、重要な情報資産の外部漏洩等により、当社グループが行政指導や行政処分等を受け、当社グループの社会的信用が失墜し、若しくは損害賠償請求が発生する可能性があります。また、情報資産の取扱いに関する法規制若しくはその運用の厳格化等により、当社グループのサービスの停止、情報の利活用に対する制約の増加等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 競争状況について

当社グループは、主としてクラウド会計サービス業者、クラウド人事労務サービス業者と競合するほか、クラウドサービスと従来型の会計ソフト・人事労務ソフトの双方を提供している会計・人事労務サービス業者とも競合していることに加え、当社グループが属するクラウド関連市場は、近年急速に拡大している分野であるため、さらに多数の競合企業が参入する可能性があります。

当社グループは、これまで培った独自の開発ノウハウを活用したサービスを提供し、また、新規顧客獲得のための戦略的な施策を展開することで、継続的な事業成長に努めておりますが、既存の競合企業の競争力の向上や競合企業の参入を含む競争環境の変化にともなって、当社グループや当社グループのサービス等に対する評価や信頼性を維持することができず、又はその優位性が失われる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 既存ユーザー企業の継続率及び単価向上について

当社グループのSaaSサービスのビジネスモデルは、サブスクリプション型のリカーリングモデルであることから、当社グループの継続的な成長には、新規顧客の獲得のみならず、既存顧客の維持及び単価向上が重要と考えております。

既存顧客の維持については、その継続率が非常に重要な要素であり、機能の追加開発やサポートの充実により、継続率の維持・向上を図っております。予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約率を踏まえた継続率を見込んでおりますが、当社グループのサービスの魅力の低下、競合他社に対する競争力の低下、追加機能やサポートに対する満足度の低下等により、当社グループの想定を大幅に下回る継続率となる可能性があります。

単価向上については、当社グループは、ユーザー企業当たりのユーザーID数の増加によるARPUの増加、既存顧客へのアップセルやクロスセルを促進する戦略をとっております。しかしながら、既存顧客の事業が成長しない、中堅規模の企業の顧客獲得が奏功しない、又は当社グループのサービスが顧客のニーズに合致しないこと等により、想定した顧客単価の向上が実現しない可能性があります。

これらの結果、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 事業の拡大に伴うリスクについて

現在、当社グループの収益は、主力サービスである「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」等のSaaSサービスによる売上げの影響を大きく受けている状況であるため、当社グループは、多角的観点から新たな収益源を常に模索し、スモールビジネス向けERPとして実現・提供可能なサービスの範囲の拡大を目指すとともに、金融サービスの拡大や取引プラットフォームの進展に取り組んでまいりますが、これらの戦略はまだ初期段階にあります。例えば、当社グループは、今後、フィンテック領域における新規金融サービス等、現在の事業領域と異なる分野にも進出する可能性があります。しかしながら、現在の事業領域と異なる分野に進出したものの当該分野において収益化が進まない場合や当該分野に係る法規制に新たに服することになる場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 先行投資から得られる効果が期待とおりに実現しないリスクについて

当社グループが運営する事業は、先行的に研究開発費及び広告宣伝費を投下し、サービス開発とユーザー獲得を進めることが必要なものであり、当社グループは、創業以来赤字を継続しております。当社グループは、今後も、収益性の向上に努めながらも、先行的な投資を継続する方針です。

当社グループは、海外の同業他社等を参考に、売上に対して適切な比率の額を研究開発費として先行投資し、将来的なサービスの競争力を維持・向上させることに努めておりますが、研究開発活動をより確実に成果に結びつけるため、新規のサービスを小規模に開始し、市場の反応を確認しながら改善していく方法を採用しております。また、広告宣伝活動についても先述のとおりLTV/CACを投資判断の重要指標としながら可能な限り成果を数値として計測・把握し、日々活動の効率を向上させております。

しかしながら、経営環境の急激な変化、その他本「事業等のリスク」に記載のリスクの顕在化等により、こうした確実性を担保する努力にも関わらず、これらの先行投資が想定どおりの成果に繋がらなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑨ 金融機関、他社ソフトウェアや会計事務所との連携について

第三者との連携は、当社グループの事業の維持・成長における重要な取り組みです。例えば、当社グループが提供するサービスの重要な機能として、金融機関及び他社ソフトウェアとデータ連携することによる入力等業務の自動化が挙げられます。

金融機関との口座同期（いわゆるアカウントアグリゲーション）について、当社は電子決済等代行業の第一号として関東財務局へ登録しております。当社は、電子決済等代行業者として、2018年6月1日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までに、金融機関との間でAPI接続等に関する契約を締結すべく、金融機関との間でかかる契約締結を含む安定的な関係を構築した上で、アカウントアグリゲーションを実施する取り組みを進めております。

本書提出日現在において、かかる取り組みに支障を来す要因は発生しておらず、当社はかかる契約締結を法定期限内に完了する見込みですが、何らかの事象により、金融機関との間でかかる契約の締結ができなかった場合又は金融機関が当社グループによる口座へのアクセスを拒絶した場合、API接続又はスクレイピング方式による口座同期を継続できないことにより、当社グループが提供するサービスの品質が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。なお、2019年10月末現在において、270の金融機関と契約締結が完了しております。

一方、他社ソフトウェアとのデータ連携は、主に当社グループが提供するパブリックAPIを通じて実施するものとなります。当社グループは顧客基盤の拡大及びサービスの機能の向上を通じて、連携先企業からみた当社グループが提供するプラットフォームの魅力を増大させております。また連携先企業を増やすことで、特定の連携先に対して依存しない体制の構築に向けて取り組んでおります。しかしながら、何らかの事象による連携先企業と当社グループの関係悪化等によって、連携が解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループは、会計事務所及び金融機関等との間で密接な関係を築くことでスモールビジネスとのタッチポイントを拡充しています。しかしながら、会計事務所との関係は対価が生じないものであり、連携先には当社グループとの関係を継続する義務はありません。競合他社がインセンティブを提供することなどにより、当社グループの連携先の数が減少した場合には、当社グループの顧客獲得力が減退し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑩ 固定資産の減損リスクについて

当社グループは、今後減損の兆候が認められ、減損損失の認識をすべきであると判定されたソフトウェア等の固定資産について減損損失を計上する場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

⑪ 業績の季節変動について

当社グループの個人事業主向けのプランの新規契約の多くが確定申告時期（1月から3月、当社グループにおける第3四半期）に集中する傾向があります。確定申告時期においては、他の四半期の時期と比して、広告宣伝費を増額することが多く、第3四半期における損益が悪化する傾向にあります。

(2) システム等に関するリスクについて

当社グループが運営する事業は、PC、スマートフォン、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故(社内外の人的要因によるものを含む)等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は影響を受けます。

また、当社グループのサービスは、外部クラウドサーバー（Amazon Web Services社が提供するサービス（以下、「AWS」という。）にて提供しており、AWSの安定的な稼働が当社グループの事業運営上、重要な事項となっております。当社ではAWSが継続的に稼働しているかを常時監視しており、障害の発生又はその予兆を検知した場合には、当社の役職員に連絡が入り、早急に復旧するための体制を整えております。AWSは、世界中に点在する複数の地理的リージョン（注1）及びアベイラビリティゾーン（注2）で運用されており、FISC安全対策基準（注3）を満たす安全性を備えております。

しかしながら、システムエラー、人為的な破壊行為、自然災害等や当社の想定していない事象の発生によりAWSが停止した場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入その他の不具合等によりシステム障害が生じた場合、又はAmazon Web Services社との契約が解除される等によりAWSの利用が継続できなくなった場合には、顧客への損害の発生、当社グループの追加費用負担、又は当社グループのブランドの毀損などにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

- (注) 1. 地理的に独立したサーバーの設置エリアのことをいいます。各リージョン同士は完全に独立しているため1つのリージョンで障害が発生しても他のリージョンには影響が出ない設計となっております。
2. リージョンの中の個々の独立したデータセンターの名称のことをいいます。
3. 金融庁が金融機関のシステム管理体制を検査する際に使用する基準のことをいいます。

(3) 経営管理体制に関するリスクについて

① 内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の採用・育成について

当社グループは、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、開発部門を中心に極めて高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、特にエンジニア等の一定の人材の確保に関する競争は激しく、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画どおりに進まなかった場合又は人材確保のためにより高額の報酬を支払うこととなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定人物への依存について

当社の代表取締役である佐々木大輔は、創業者であると同時に創業以来当社の事業推進において重要な役割を担ってまいりました。同氏は、クラウド会計ソフトの企画から開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。当社の設立以降は、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社グループでは、取締役会やその他会議体において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ コンプライアンス体制について

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 知的財産権の管理について

当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、当社グループの経営管理部及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。これらに対する対価の支払いやこれらに伴うサービス内容の変更の必要等が発生する可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する権利の権利化ができない場合があります。こうした場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスクについて

① 自然災害、事故等について

当社グループでは、自然災害、事故等に備え、サービスの定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社グループの所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループが保有する設備の損壊や電力供給やインターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 資金使途について

新規株式上場時に計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、事業拡大に伴い増加する人件費や広告宣伝費等の運転資金に充当する予定であります。しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定どおり資金を投入したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。また、市場環境の変化が激しく、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後においても新株予約権を活用したインセンティブプランを活用していく方針であります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は6,144,900株であり、発行済株式総数41,204,691株の14.9%に相当しております。

④ 訴訟について

当社グループは、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、事業を展開するなかで、当社グループが提供するサービスの不備、情報漏洩等により、何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟の提起がなされる可能性があります。その場合、当該訴訟に対する防御の為に費用と時間を要する可能性があるほか、当社グループの社会的信用が毀損され、また損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 税務上の繰越欠損金について

2019年6月期末は、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の経営成績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 業績等の概要

第7期連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社グループは、スモールビジネス向けのクラウドERP市場のTAMについて、約1.1兆円と推計(注)しております。中小企業における会計ソフトウェア利用率は54.1%、そのうちクラウド会計普及率は14.5%に留まるなど(注)、スモールビジネス向けのクラウドERP市場は今後も高い成長が見込まれます。

2018年7月には、ミッションを従来の「スモールビジネスに携わるすべての人が、創造的な活動にフォーカスできるよう」から「スモールビジネスを、世界の主役に。」へと刷新しました。また、ミッションの実現に向けて、「アイデアやパッションやスキルがあればだれでも、ビジネスを強くスマートに育てられるプラットフォーム」というビジョンを新たに掲げました。これは、当社グループの提供価値を、バックオフィスの生産性向上にとどまらず、経営の可視化による収益力の向上や、フロント業務の効率化・自動化、金融サービスなど直接的に経営を支援するサービスの提供にまで踏み込んだものへと拡大・深化させることを企図したものです。

当社グループは「経営者の意思決定をサポートする『経営ナビゲーター』をすべてのスモールビジネスにとって当たり前の存在にする」というビジョンを掲げ、意思決定のために必要なデータを簡単・リアルタイムに可視化するサービスの実現に取り組みました。具体的には「会計クラウドソフトfreee」においてAI月次監査機能(2018年12月)やプロジェクト会計機能(2018年12月)をリリースしました。

また、ユーザーやサービス提供者と繋がるプラットフォームとしての価値の実現にも取り組みました。具体的には、業務改善を求めるユーザーと最適なサービスを提供する事業者や開発者がつながるプラットフォームとして「freeeアプリストア」をリリースしました。さらに、2019年6月にスモールビジネスの資金繰り改善を企図した金融サービスとして、ユーザーに適した金融機関と繋がることのできるプラットフォームサービス「オファー型融資」及び「請求書ファイナンス」をリリースしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,516百万円、営業損失は2,830百万円、経常損失は2,850百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,778百万円となりました。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。また、当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

(注) 前記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(2) 当社グループの強み ① 成長性の高いクラウド会計・人事労務ソフト市場におけるユニークで強固なポジション」を参照

第8期第1四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

上記の事業環境において、当社グループは、ミッションの実現に向けて、主要サービスである「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」の機能改善に向けた開発投資を実施すると共に、ユーザー基盤の更なる拡大のために金融機関との連携を強化しました。具体的には、2019年8月には中国銀行と、同年9月にはきらぼし銀行と、中小企業の生産性向上に向けた業務提携を実施しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は1,491百万円、営業損失は486百万円、経常損失は488百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は490百万円となりました。

② 財政状態の状況

第7期連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は7,380百万円となりました。主な内訳は、現金及び預金5,852百万円です。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は2,870百万円となりました。主な内訳は、前受収益1,726百万円です。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は4,510百万円となりました。主な内訳は、株主資本4,189百万円です。

第8期第1四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

(資産)

当第1四半期連結累計期間末における資産合計は、前連結会計年度末比569百万円減少の6,811百万円となりました。これは主に現金及び預金が767百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結累計期間末における負債合計は、前連結会計年度末比171百万円減少の2,699百万円となりました。これは主に未払金が91百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結累計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末比398百万円減少の4,111百万円となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により利益剰余金が490百万円減少したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第7期連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、5,852百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、1,726百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失2,769百万円、前受収益の増加額648百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、539百万円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出407百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は6,484百万円になりました。これは主に株式の発行による収入6,477百万円によるものです。

④ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループが営む事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが営む事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第7期連結会計年度及び第8期第1四半期連結累計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	第7期連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	第8期第1四半期 連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
	販売高(百万円)	販売高(百万円)
プラットフォーム事業	4,516	1,491

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

② 経営成績の分析

第7期連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(売上高)

売上高は4,516百万円となりました。これは「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」の有料課金ユーザー企業数の増加、ARPUの上昇によるARRの拡大を主因とした売上高の増加によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は986百万円となりました。これは主に、サービスの利用ユーザー数の増加に伴い、サーバーに係る費用、カスタマーサポートに係る費用が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は3,530百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は6,361百万円となりました。これは主に、人件費、マーケティング費用の増加によるものであります。この結果、営業損益は2,830百万円の損失となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は3百万円となり、主な内容は受取手数料であります。営業外費用は24百万円となり、主な内容は、株式交付費であります。この結果、経常損益は2,850百万円の損失となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する当期純損失)

特別損益については、特別利益として新株予約権戻入益81百万円を計上しております。また、法人税等合計は8百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純損益は2,778百万円の損失となりました。

第8期第1四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

(売上高)

売上高は1,491百万円となりました。これは「クラウド会計ソフトfreee」及び「人事労務freee」の有料課金ユーザー企業数の増加、ARPUの上昇によるARRの拡大を主因とした売上高の増加によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は300百万円となりました。これは主に、サービスの利用ユーザー数の増加に伴い、サーバーに係る費用、カスタマーサポートに係る費用が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は1,191百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は1,678百万円となりました。これは主に、人件費、マーケティング費用の増加によるものであります。この結果、営業損益は486百万円の損失となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外費用は2百万円となり、主な内容は、株式公開費用であります。この結果、経常損益は488百万円の損失となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する四半期純損失)

当第1四半期連結累計期間の法人税等合計は2百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する四半期純損益は490百万円の損失となりました。

③ 財政状態の分析

第7期連結会計年度及び第8期第1四半期連結累計期間の財政状態の分析については、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

④ キャッシュ・フローの状況の分析

第7期連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループにおける主な資金需要は、当社グループの業容拡大のための研究開発活動や営業活動にかかる人件費や広告宣伝費です。これらの資金需要に対しては、自己資金を基本としております。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第7期連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当連結会計年度における研究開発活動は、「経営者の意思決定をサポートする『経営ナビゲーター』をすべてのスモールビジネスにとって当たり前存在にする」というビジョンを掲げ、意思決定のために必要なデータを容易にリアルタイムに可視化するサービスの実現に取り組みました。

当連結会計年度の研究開発費は1,623百万円であり、主な研究開発活動は以下のとおりであります。

(1) 「クラウド会計ソフトfreee」の機能の強化

2018年12月に、「経営管理ツール」の機能開発強化の一環として、プロジェクト会計機能をリリースしました。これによりユーザーがカスタマイズ可能な管理会計のセグメントを「クラウド会計ソフトfreee」上で導入することが可能となります。

(2) 「人事労務freee」の機能の強化

2018年11月に法人向けチャットサービス「Slack」とAPI連携を開始し、Slackから「出勤」や「退勤」「休憩開始/終了」などの勤怠打刻を簡単に行うことができるようになり、勤怠情報の入力漏れの防止につながります。

(3) オープンプラットフォーム戦略の強化

2019年1月に「クラウド会計ソフトfreee」や「人事労務freee」のアプリケーションプラットフォームである「freeeアプリストア」をリリースしました。これにより、必要な業務カテゴリごとにfreeeと連携可能なソフトウェアを検索することができ、数回のクリックで簡単に連携させ、利用開始できます。

(4) 金融サービスの強化

2019年6月に「クラウド会計ソフトfreee」の会計データをもとに、ユーザーごとに最適化された資金繰り改善を提案する「資金繰り改善ナビ」をリリースしました。「資金繰り改善ナビ」は、先々の資金繰りの予測機能や、借りられる条件が事前にわかる、ユーザーの状況にあわせた融資サービスなどの提供を可能とします。

第8期第1四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は462百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第7期連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当連結会計年度の設備投資の総額は130,865千円であり、主な内容はオフィス増床及びPC等の購入によるものであります。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第8期第1四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

当第1四半期連結累計期間において実施した設備投資の総額は87,438千円であり、主な内容はオフィス増床及びPC等の購入によるものであります。また、当第1四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都品川区)	事務所設備	25,233	115,118	140,352	364(102)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。
4. 従業員数の()は、アルバイト、派遣社員を外書きしております。
5. 上記の他、主要な賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。
本社、関西支社、中部支社、九州支社、札幌営業所、京都営業所及び広島営業所の建物は賃借しており、その年間賃借料は263,929千円であります。
6. 当社グループは、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2019年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	164,818,764
計	164,818,764

(注) 2019年9月24日開催の定時株主総会における決議により、2019年9月25日付株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は44,818,764株増加し、164,818,764株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	41,204,691	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	41,204,691	—	—

- (注) 1. 当社は、2019年8月26日開催の取締役会において、A種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2019年9月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は27,469,794株増加し、41,204,691株となっております。
3. 2019年9月24日開催の定時株主総会において定款変更が決議され、2019年9月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員5名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	235 (注) 1	235 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	235,000 (注) 1、5	705,000 (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2、5	17 (注) 2、5、6
新株予約権の行使期間	自 2015年6月15日 至 2023年6月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25 (注) 5	発行価格 17.0 資本組入額 8.5 (注) 5、6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1,000株、提出日の前月末現在は3,000株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

②新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。また、上場後2年間に新株予約権者が行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の1/3まで、2年目は割当数の2/3までとする。この比率を乗ずることにより生じる1個未満の端数は切り捨てる。

但し、以下のいずれかの事由が発生した場合には、新株予約権者は上場前においても新株予約権のすべてを権利行使できるものとする。

- a 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）で承認された場合
- b 当社の議決権の過半数に相当する株式が第三者に対して一括して譲渡されることが当社に承認された場合
- c 当社の事業の全部又は重要な一部の第三者への譲渡が株主総会で承認された場合

③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 組織再編時の取扱い

当社が、消滅会社となる合併、分割会社となる吸収分割又は新設分割、完全子会社となる株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）を行う場合、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転完全親会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。但し、以下の方針に沿う再編対象会社の新株予約権を交付する旨が吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画で定められた場合に限るものとする。

①新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

②各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

③新株予約権を行使できる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

⑤各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の内容に準じて決定する。

⑦新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の承認を要する。

5. 2014年9月18日開催の臨時株主総会決議により、2014年9月18日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(2013年11月20日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社監査役1名、外部協力者2名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1	20 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注) 1、5	60,000 (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2、5	同左 (注) 2、5、6
新株予約権の行使期間	自 2015年6月15日 至 2023年6月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5 (注) 5	同左(注) 5、6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1、2、4、5、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 1、2、4、5、6. に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の外部協力者(当社と顧問契約、業務委託契約その他これに準ずる契約を締結している者をいう。以下同じ。)の地位にあることを要する。
- ②新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。また、上場後2年間に新株予約権者が行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の1/3まで、2年目は割当数の2/3までとする。この比率を乗ずることにより生じる1個未満の端数は切り捨てる。但し、以下のいずれかの事由が発生した場合には、新株予約権者は上場前においても新株予約権のすべてを権利行使できるものとする。
 - a 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)で承認された場合
 - b 当社の議決権の過半数に相当する株式が第三者に対して一括して譲渡されることが当社に承認された場合
 - c 当社の事業の全部又は重要な一部の第三者への譲渡が株主総会で承認された場合
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

第3回新株予約権(2013年11月20日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社従業員4名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	294 (注) 1	294 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	294,000 (注) 1、5	882,000 (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注) 2、5	61 (注) 2、5、6
新株予約権の行使期間	自 2015年11月21日 至 2023年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91 (注) 5	発行価格 61.0 資本組入額 30.5 (注) 5、6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1～6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 1～6. に記載のとおりであります。

第4回新株予約権(2014年3月14日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：外部協力者1名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	5 (注) 1	5 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000 (注) 1、5	15,000 (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2、5	同左 (注) 2、5、6
新株予約権の行使期間	自 2015年6月15日 至 2023年6月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5 (注) 5	同左 (注) 5、6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1、2、4、5、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 1、2、4、5、6. に記載のとおりであります。

3. 「第2回新株予約権(2013年11月20日取締役会決議)」の(注) 3. に記載のとおりであります。

第5回新株予約権(2014年3月14日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社従業員11名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	170 (注) 1	170 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170,000 (注) 1、5	510,000 (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注) 2、5	61 (注) 2、5、6
新株予約権の行使期間	自 2016年3月15日 至 2023年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91 (注) 5	発行価格 61.0 資本組入額 30.5 (注) 5、6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1～6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 1～6. に記載のとおりであります。

第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員36名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	75,500 (注) 1	75,500 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,500 (注) 1	226,500 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2017年4月15日 至 2025年4月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は3株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

第7回新株予約権(2015年11月30日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社従業員41名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	62,600 (注) 1	62,600 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,600 (注) 1	187,800 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2017年4月15日 至 2025年4月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)」の(注) 1に記載のとおりであります。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

第8回新株予約権(2016年2月29日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員21名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,500 (注) 1	2,500 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500 (注) 1	7,500 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年3月2日 至 2026年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)」の(注) 1に記載のとおりであります。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

第9回新株予約権(2016年8月22日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社従業員55名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	17,930 (注) 1	17,930 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,930 (注) 1	53,790 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年3月2日 至 2026年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)」の(注) 1に記載のとおりであります。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

第10回新株予約権(2017年9月28日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員130名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	40,520 (注) 1	39,920 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,520 (注) 1	119,760 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)」の(注) 1に記載のとおりであります。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

第12回新株予約権(2018年8月13日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員206名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	66,050 (注) 1	65,850 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,050 (注) 1	197,550 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)」の(注) 1に記載のとおりであります。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

第13回新株予約権(2019年2月4日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役2名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	83,200 (注) 2	83,200 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,200 (注) 2	249,600 (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,513	505 (注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年2月5日 至 2029年2月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,550.0 資本組入額 775.0	発行価格 517.3 資本組入額 258.7 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき37円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は3株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲内で調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分は除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲内で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。但し、以下のいずれかの事由が発生した場合には、新株予約権者は上場前においても新株予約権のすべてを権利行使できるものとする。

- a 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）で承認された場合
- b 当社の議決権の過半数に相当する株式が第三者に対して一括して譲渡されることが当社に承認された場合
- c 当社の事業の全部又は重要な一部の第三者への譲渡が株主総会で承認された場合

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2年を経過する日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3. で定められた行使価額を調整して得られた再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

（注）4. に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

本新株予約権の内容に準じて決定する。

6. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権(2019年2月4日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役2名、当社子会社代表取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員192名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	306,925 (注) 1	302,875 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	306,925 (注) 1	908,625 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,513	505 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2021年2月5日 至 2029年2月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,513.0 資本組入額 756.5	発行価格 505.0 資本組入額 252.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は3株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲内で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分は除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲内で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。但し、以下のいずれかの事由が発生した場合には、新株予約権者は上場前においても新株予約権のすべてを権利行使できるものとする。
 - a 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）で承認された場合
 - b 当社の議決権の過半数に相当する株式が第三者に対して一括して譲渡されることが当社に承認された場合
 - c 当社の事業の全部又は重要な一部の第三者への譲渡が株主総会で承認された場合
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られた再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
（注）3. に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
本新株予約権の内容に準じて決定する。
5. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回新株予約権(2019年2月4日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員13名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	105,400 (注) 1	105,400 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,400 (注) 1	316,200 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)」の(注) 1に記載のとおりであります。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

第16回新株予約権(2019年4月8日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社子会社代表取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員259名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	282,650 (注) 1	277,300 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	282,650 (注) 1	831,900 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,513	505 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2021年4月9日 至 2029年4月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,513.0 資本組入額 756.5	発行価格 505.0 資本組入額 252.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1～5. 「第14回新株予約権(2019年2月4日取締役会決議)」の(注) 1～5. に記載のとおりであります。

第17回新株予約権(2019年4月8日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社監査役1名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,000 (注) 1	2,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 1	6,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)」の(注) 1に記載のとおりであります。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

第18回新株予約権(2019年5月31日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役2名、当社従業員1名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	130,000 (注) 2	130,000 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130,000 (注) 2	390,000 (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,513	505 (注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2029年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,550.0 資本組入額 775.0	発行価格 517.3 資本組入額 258.7 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1～6. 「第13回新株予約権(2019年2月4日取締役会決議)」の(注) 1～6. に記載のとおりであります。

第19回新株予約権(2019年6月10日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員14名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	34,300 (注) 1	33,800 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,300 (注) 1	101,400 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,513	505 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2021年6月11日 至 2029年6月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,513.0 資本組入額 756.5	発行価格 505.0 資本組入額 252.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1～5. 「第14回新株予約権(2019年2月4日取締役会決議)」の(注) 1～5. に記載のとおりであります。

第20回新株予約権(2019年6月29日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社子会社代表取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員68名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	123,425 (注) 1	123,425 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123,425 (注) 1	370,275 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,513	505 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2021年6月30日 至 2029年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,513.0 資本組入額 756.5	発行価格 505.0 資本組入額 252.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1～5. 「第14回新株予約権(2019年2月4日取締役会決議)」の(注) 1～5. に記載のとおりであります。

第21回新株予約権(2019年6月29日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社監査役1名)

区分	最近事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,000 (注) 1	2,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 1	6,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.0 資本組入額 0.5	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「第6回新株予約権(2015年4月13日取締役会決議)」の(注) 1に記載のとおりであります。

2、3、4、6. 「第1回新株予約権(2013年6月13日臨時株主総会決議)」の(注) 2、3、4、6. に記載のとおりであります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年9月18日 (注) 1	普通株式 5,994,000 A種優先株 1,514,484 B1種優先株式 1,062,936	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000	—	490,000	—	558,290
2014年10月3日 (注) 2	B2種優先株式 697,674	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674	314,999	804,999	314,999	873,290
2015年6月25日 (注) 3	—	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674	△ 314,999	490,000	—	873,290
2015年8月21日 (注) 4	C1種優先株式 1,398,321	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321	1,749,998	2,239,998	1,749,998	2,623,289
2015年12月28日 (注) 5	C2種優先株式 392,157	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157	500,000	2,739,998	500,000	3,123,289
2016年6月20日 (注) 3	—	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157	△ 2,639,998	100,000	—	3,123,289

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年12月27日 (注) 6	D種優先株式 1,155,117	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157 D種優先株式 1,155,117	1,674,919	1,774,919	1,674,919	4,798,209
2017年6月20日 (注) 3	—	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157 D種優先株式 1,155,117	△ 1,674,919	100,000	—	4,798,209
2018年8月10日 (注) 7	E種優先株式 1,511,628	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157 D種優先株式 1,155,117 E種優先株式 1,511,628	3,250,000	3,350,000	3,250,000	8,048,209
2018年11月1日 (注) 3	—	普通株式 6,000,000 A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157 D種優先株式 1,155,117 E種優先株式 1,511,628	△ 3,250,000	100,000	—	8,048,209

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年9月23日 (注) 8	普通株式 7,734,897 A種優先株式 △1,516,000 B1種優先株式 △1,064,000 B2種優先株式 △697,674 C1種優先株式 △1,398,321 C2種優先株式 △392,157 D種優先株式 △1,155,117 E種優先株式 △1,511,628	普通株式 13,734,897	—	100,000	—	8,048,209
2019年9月25日 (注) 9	普通株式 27,469,794	普通株式 41,204,691	—	100,000	—	8,048,209

(注) 1. 2014年9月18日付の株式分割(1:1,000)による増加であります。

2. 有償第三者割当増資

割当先 Palace Investments Pte. Ltd.、合同会社RSPファンド5号

発行価格 903円

資本組入額 451.5円

3. 無償減資

資本金の減少は欠損填補のための無償減資によるものであります。

4. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社リクルートホールディングス、DCM VI, L.P. 他

発行価格 2,503円

資本組入額 1,251.5円

5. 有償第三者割当増資

割当先 FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合他

発行価格 2,550円

資本組入額 1,275円

6. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社SMB C信託銀行(特定運用金外信託口 契約番号12100440)、DCM VI, L.P. 他

発行価格 2,900円

資本組入額 1,450円

7. 有償第三者割当増資

割当先 LINE株式会社、Greyhound Capital Technology II, L.P. 他

発行価格 4,300円

資本組入額 2,150円

8. 優先株式の取得及び消却

当社は、A種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2019年9月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

9. 2019年9月25日付の株式分割(1:3)による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2019年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	—	6	8	—	16	33	—
所有株式数(単元)	—	23,010	—	57,103	155,249	—	176,673	412,035	1,191
所有株式数の割合(%)	—	5.58	—	13.86	37.68	—	42.88	100.00	—

- (注) 1. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は27,469,794株増加し、41,204,691株となっております。
2. 2019年9月24日開催の定時株主総会において定款変更が決議され、2019年9月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,203,500	412,035	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,191	—	—
発行済株式総数	41,204,691	—	—
総株主の議決権	—	412,035	—

- (注) 1. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は27,469,794株増加し、41,204,691株となっております。
2. 2019年9月24日開催の定時株主総会において定款変更が決議され、2019年9月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年8月26日)での決議 状況 (取得期間2019年9月23日)	A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157 D種優先株式 1,155,117 E種優先株式 1,511,628	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157 D種優先株式 1,155,117 E種優先株式 1,511,628	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 当社は、2019年8月26日開催の取締役会において、A種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2019年9月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 1,516,000 B1種優先株式 1,064,000 B2種優先株式 697,674 C1種優先株式 1,398,321 C2種優先株式 392,157 D種優先株式 1,155,117 E種優先株式 1,511,628	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注)2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月23日付で会社法第178条に基づき上記の自己株式を消却しております。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

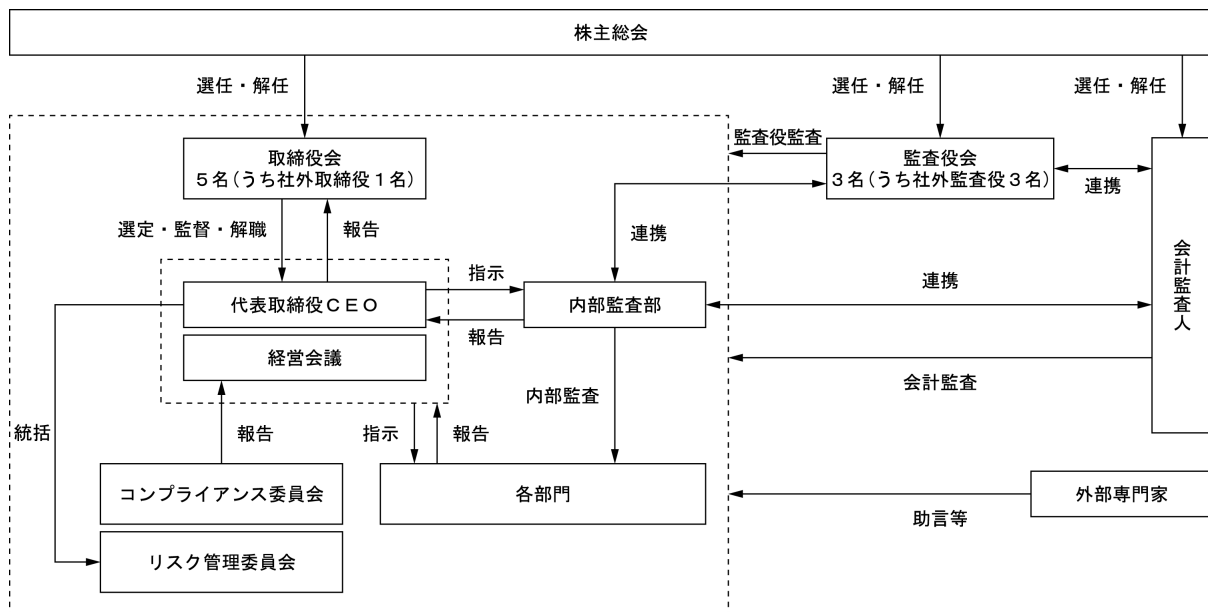
(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業としての収益の拡大と企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備に当たり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

① 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



(イ) 会社の機関の内容

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。独立役員としては川合純一氏を招聘し、より広い視野に基づいた価値創造、及び経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする経営体制を推進しております。また、取締役会は、原則月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法定その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。

b 監査役会

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、弁護士、会計士、税理士経験者であり、知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見表明を行っております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は重要な経営会議への出席や事業所への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

c 内部監査

当社グループの内部監査は、当社に内部監査部を設置し、内部監査責任者1名が担当しております。内部監査人は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。

d 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

(ロ) 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システムの整備・運用状況又は準備状況)

a. 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続、発展していくためには、すべての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行っています。

(a) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

(b) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

(c) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、業務を執行します。

(d) 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク管理責任者の指示のもと、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めております。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限一覧」に該当事項として定められた事項については、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。
- 日常の職務執行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確にして迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。
- (b) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会への報告を行います。
- (c) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行います。
- (d) 監査役は、「監査役会規程」に基づき、公益財団法人日本監査役協会が定める「監査役監査基準」（当社に適用がある条項に限る）により、取締役及び従業員等から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行います。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。
- g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととします。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。
- h. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制
- (a) 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築します。
- (b) 取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- (c) 使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- (d) 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。
- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。

(b) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制としています。

ハ リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、取締役会に報告しその対応策について協議しております。

また、情報システムの保護について最大限の注意を払っており、情報システムの取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピュータ・ウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

② 取締役会で決議できる責任免除について

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除できる旨を定款で定めております。

③ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑤ 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

ロ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑦ 責任限定契約の内容

当社と社外取締役1名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

(2) 【役員の状況】

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	佐々木 大輔	1980年9月18日	2004年4月 2006年7月 2007年5月 2008年5月 2012年7月	(株)博報堂入社 CLSAキャピタルパートナーズ ジャパン(株) 入社 (株)ALBERT 入社 Google(株) (現 Google合同会社) 入社 当社設立 代表取締役就任 (現 任)	(注) 3	11,790,000
取締役CFO	東後 澄人	1981年3月19日	2005年4月 2010年2月 2013年7月 2013年9月	McKinsey & Company Inc. Japan 入社 Google(株) (現 Google合同会社) 入社 当社 入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	48,000
取締役COO 兼プロダクト戦略& パートナー事業本部長	尾形 将行	1978年7月31日	2001年4月 2012年7月 2016年1月 2019年2月	総務省 入省 アクセンチュア(株) 入社 当社 入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 兼プロダクト 開拓本部長	平栗 遵宜	1981年7月18日	2012年10月 2019年2月	当社 入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	150,000
取締役	川合 純一	1965年8月19日	1990年4月 1994年4月 2007年4月 2009年4月 2012年7月 2014年10月 2016年1月	International Consulting of Japan 入社 (株)リクルート 入社 McKinsey & Company Inc. Japan 入社 (株)アイ・エム・ジェイ 入社 Google(株) (現 Google合同会社) 入社 Google合同会社 執行役員就任 (現任) 当社社外取締役就任 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	内藤 陽子	1978年10月31日	2001年4月 2004年12月 2018年9月	明光ナショナル証券(株) (現 SMBC 日興証券(株)) 入社 新日本監査法人 (現 EY新日本有 限責任監査法人) 入所 当社社外監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	原 幹	1969年5月16日	1992年10月 1998年4月 2001年2月 2004年11月 2007年4月 2007年5月 2007年6月 2009年8月 2013年9月 2015年6月	井上斉藤英和監査法人(現 有限 責任 あずさ監査法人) 入所 フューチャーシステムコンサル ティング(株) (現 フューチャー (株)) 入社 ウルシステムズ(株) 入社 (株)NTTデータシステムデザイン 入社 原幹公認会計士事務所開設 代 表就任 (現任) (株)クレタ・アソシエイツ設立 代表取締役就任 (現任) 原幹税理士事務所開設 代表就 任 (現任) 大有ゼネラル監査法人 社員就 任 当社社外監査役就任 (現任) (株)あしたのチーム 社外監査役 就任	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
監査役	平山 剛	1980年 8月 1日	2004年 4月	(株)ピラミッドフィルム 入社	(注) 4	—
			2007年 6月	監査法人トーマツ (現 有限責任 監査法人トーマツ) 入所		
			2008年11月	最高裁判所司法研修所 入所		
			2009年12月	平山剛公認会計士事務所設立 代表就任 (現任)		
			2010年 1月	伊藤見富法律事務所/モリソン フォースター外国法事務弁護士 事務所 入所		
			2010年11月	マネックスグループ(株) 入社		
			2011年 7月	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事 務所 入所		
			2012年 2月	(株)アズアトムス 取締役就任 (現任)		
			2012年 8月	(株)瑞穂商事 社外取締役就任 (現任)		
			2012年10月	(株)オモロキ 取締役就任 (現 任)		
			2015年 1月	(株)ブレイブソフト 取締役就任		
			2015年 3月	タイラカ総合法律事務所設立 代表就任 (現任)		
			2015年 4月	慶應義塾大学総合政策学部 非 常勤講師就任		
			2017年 2月	(株)あぐんちャー 社外取締役就 任		
2017年 6月	(株)バルクホールディングス 取 締役就任					
2017年 9月	Rapyuta Robotics(株) 社外監査 役就任 (現任)					
2018年 3月	(株)APPprog 取締役就任					
2018年 9月	当社社外監査役就任 (現任)					
2019年 6月	(株)バルクホールディングス 監 査役就任 (現任)					
計					11,988,000	

- (注) 1. 取締役川合純一は、社外取締役であります。
2. 監査役内藤陽子、原幹及び平山剛は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年9月25日の定款変更の時から、2020年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年9月25日の定款変更の時から、2023年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(社外取締役及び社外監査役)

本書提出日現在、当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査役の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準又は方針は定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。なお、社外取締役の川合純一氏、社外監査役の内藤陽子氏、原幹氏、平山剛氏は、当社との人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれもないことから、上場時における独立役員として指定し、届け出る予定であります。

社外取締役の川合純一氏は、長年にわたるインターネット業界における豊富な経験を有しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できることから選任しております。

社外監査役の内藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人にて様々な企業に対する監査業務の経験を有しており、財務及び会計に相当程度の知験を有していることから、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。

社外監査役の原幹氏は、公認会計士としての監査業務の他、コンサルティング会社での助言業務の経験を有しており、財務及び会計に相当程度の知験を有していることから、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。

社外監査役の平山剛氏は、公認会計士として監査業務の他、弁護士として法律事務所での弁護士業務の経験を有しており、財務、会計及び法務に相当程度の知験を有していることから、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の組織、人員

イ 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。3名はそれぞれ公認会計士、弁護士及び企業経営者として豊富な実務経験と専門的知識を有しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席や、重要書類の閲覧、支社への往査等を実施し、取締役の業務執行の監査を行っております。

ロ 最近事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。最近事業年度における各監査役の監査役会への出席率は100%となっております。監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査人や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。また、常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして情報共有に努めております。

② 内部監査の状況等

イ 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査は、代表取締役が任命する内部監査人が担当しており、担当者を1名配置しております。内部監査人は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

ロ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役、内部監査人及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

③ 会計監査の状況

イ 提出会社の監査公認会計士等

(イ) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(ロ) 継続監査期間

3年

(ハ) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 坂井知倫

業務執行社員 佐藤義仁

業務執行社員 有吉真哉

(ニ) 監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士12名、その他13名

ロ 監査公認会計士等の選定理由

株式上場を目指すにあたって2社程度の監査法人と面談を行い、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を備えていること、及び当社ビジネスへの理解を勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

ハ 監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	当連結会計年度の前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	6,000	4,600	14,210	4,940
連結子会社	—	—	—	—
計	6,000	4,600	14,210	4,940

(ロ) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

当連結会計年度の前事業年度

当社が有限責任 あずさ監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際保証業務基準等に基づく内部統制の整備・運用状況に係る保証業務となります。

当連結会計年度

当社が有限責任 あずさ監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際保証業務基準等に基づく内部統制の整備・運用状況に係る保証業務となります。

(ハ) その他重要な報酬の内容

当連結会計年度の前事業年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、その内容は基本報酬と賞与から構成されております。当該方針に基づき、株主総会の決議を経て、役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。基本報酬につきましては、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定することとしております。賞与につきましては、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し決定することとしております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議内容は、次のとおりであります。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年9月24日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を3億円以内とするものであります。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年9月27日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を1千5百万円以内とするものであります。

② 役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
(2019年6月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	135,418	39,260	96,158	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	600	600	—	—	—	1
社外監査役	10,609	8,190	2,419	—	—	3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	報酬等の 総額 (千円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(千円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
東後澄人	111,398	取締役	提出会社	15,240	96,158	—	—

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

ニ 業績連動報酬に関わる指標の目標及び実績
該当事項はありません。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 29,991千円

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(4) 当連結会計年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)は、当連結会計年度中に設立した子会社が連結対象になったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)に係る連結財務諸表を記載しておりません。

2 監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当連結会計年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)及び当事業年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、財務・会計専門情報誌の定期購読及び監査法人等が主催するセミナーへの積極的な参加を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		5,852,912
売掛金		638,027
その他		144,349
貸倒引当金		△19,135
流動資産合計		6,616,153
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		124,089
減価償却累計額		△98,855
建物附属設備（純額）		25,233
工具、器具及び備品		147,930
減価償却累計額		△32,811
工具、器具及び備品（純額）		115,118
有形固定資産合計		140,352
無形固定資産		
ソフトウェア		316,243
ソフトウェア仮勘定		61,108
無形固定資産合計		377,351
投資その他の資産		
投資有価証券		29,991
敷金及び保証金		164,021
その他		53,087
投資その他の資産合計		247,100
固定資産合計		764,804
資産合計		7,380,958
負債の部		
流動負債		
未払金		463,867
未払費用		487,835
未払法人税等		8,527
前受収益		1,726,254
その他		184,417
流動負債合計		2,870,902
負債合計		2,870,902
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		16,006,038
利益剰余金		△11,916,199
株主資本合計		4,189,838
新株予約権		320,217
純資産合計		4,510,056
負債純資産合計		7,380,958

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(2019年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,085,154
売掛金	542,414
その他	240,163
貸倒引当金	△15,874
流動資産合計	5,851,858
固定資産	
有形固定資産	217,876
無形固定資産	
ソフトウェア	369,518
ソフトウェア仮勘定	104,062
無形固定資産合計	473,581
投資その他の資産	268,360
固定資産合計	959,818
資産合計	6,811,677
負債の部	
流動負債	
未払金	372,348
未払費用	427,743
未払法人税等	2,098
前受収益	1,810,949
その他	86,701
流動負債合計	2,699,840
負債合計	2,699,840
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	16,006,038
利益剰余金	△12,406,883
株主資本合計	3,699,154
新株予約権	412,682
純資産合計	4,111,837
負債純資産合計	6,811,677

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	4,516,950
売上原価	986,369
売上総利益	3,530,580
販売費及び一般管理費	※1,※2 6,361,251
営業損失(△)	△2,830,671
営業外収益	
受取手数料	1,226
講演料等収入	1,173
その他	1,344
営業外収益合計	3,744
営業外費用	
株式交付費	22,750
その他	1,260
営業外費用合計	24,010
経常損失(△)	△2,850,936
特別利益	
新株予約権戻入益	81,023
特別利益合計	81,023
税金等調整前当期純損失(△)	△2,769,913
法人税、住民税及び事業税	8,527
法人税等合計	8,527
当期純損失(△)	△2,778,440
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△2,778,440

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
当期純損失 (△)	△2,778,440
包括利益	△2,778,440
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△2,778,440
非支配株主に係る包括利益	-

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
売上高	1,491,436
売上原価	300,093
売上総利益	1,191,343
販売費及び一般管理費	1,678,310
営業損失(△)	△486,967
営業外収益	
講演料等収入	324
その他	298
営業外収益合計	623
営業外費用	
株式公開費用	2,000
その他	237
営業外費用合計	2,237
経常損失(△)	△488,582
税金等調整前四半期純損失(△)	△488,582
法人税、住民税及び事業税	2,102
法人税等合計	2,102
四半期純損失(△)	△490,684
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△490,684

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
四半期純損失(△)	△490,684
四半期包括利益	△490,684
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△490,684
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	9,506,038	△9,137,759	468,278	224,597	692,875
当期変動額						
新株の発行	3,250,000	3,250,000		6,500,000		6,500,000
資本金から 資本剰余金への振替	△3,250,000	3,250,000		—		—
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)			△2,778,440	△2,778,440		△2,778,440
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					95,620	95,620
当期変動額合計	—	6,500,000	△2,778,440	3,721,560	95,620	3,817,180
当期末残高	100,000	16,006,038	△11,916,199	4,189,838	320,217	4,510,056

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失 (△)	△2,769,913
減価償却費	49,853
株式報酬費用	169,865
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	16,735
株式交付費	22,750
新株予約権戻入益	△81,023
売上債権の増減額 (△は増加)	△207,120
未払金の増減額 (△は減少)	167,414
未払費用の増減額 (△は減少)	132,290
前受収益の増減額 (△は減少)	648,041
その他	133,159
小計	△1,717,948
利息の受取額	48
法人税等の支払額	△8,371
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,726,271
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△72,435
無形固定資産の取得による支出	△407,220
投資有価証券の取得による支出	△29,991
敷金及び保証金の差入による支出	△30,471
その他	1,117
投資活動によるキャッシュ・フロー	△539,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	6,477,250
新株予約権の発行による収入	6,778
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,484,028
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,218,756
現金及び現金同等物の期首残高	1,634,156
現金及び現金同等物の期末残高	※ 5,852,912

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

フリーファイナンスラボ株式会社

当連結会計年度において、フリーファイナンスラボ株式会社を新たに設立したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
研究開発費	1,623,690千円
給料及び手当	1,479,261 〃
広告宣伝費	1,359,094 〃
貸倒引当金繰入額	17,729 〃

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
	1,623,690千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000
A種優先株式	1,516,000	—	—	1,516,000
B1種優先株式	1,064,000	—	—	1,064,000
B2種優先株式	697,674	—	—	697,674
C1種優先株式	1,398,321	—	—	1,398,321
C2種優先株式	392,157	—	—	392,157
D種優先株式	1,155,117	—	—	1,155,117
E種優先株式	—	1,511,628	—	1,511,628
合計	12,223,269	1,511,628	—	13,734,897

(変動事由の概要)

E種優先株式の株式数の増加1,511,628株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	320,217
合計			—	—	—	—	320,217

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金	5,852,912千円
現金及び現金同等物	5,852,912千円

(リース取引関係)

当連結会計年度(2019年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資等によって調達しておりますが、今後は必要に応じて銀行借入等も合わせて検討していきます。なお、デリバティブ取引については行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規定等の整備を行った上で実行する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

投資有価証券については、発行体の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより、保有状況を継続的に見直しております。

② 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,852,912	5,852,912	—
(2) 売掛金	638,027		
貸倒引当金 (※)	△19,135		
	618,891	618,891	—
(3) 敷金及び保証金	164,021	103,386	△60,634
資産計	6,635,825	6,575,191	△60,634
(1) 未払金	463,867	463,867	—
(2) 未払法人税等	8,527	8,527	—
負債計	472,394	472,394	—

(※) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 未払金、及び(2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年6月30日
非上場株式	29,991

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,852,912	—	—	—
売掛金	638,027	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	—	289,688
合計	6,490,940	—	—	289,688

(有価証券関係)

当連結会計年度(2019年6月30日)

その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額29,991千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の
株式報酬費用 169,865千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 81,023千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2014年9月18日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2019年9月25日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社監査役 1名 外部協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 750,000株	普通株式 60,000株
付与日	2013年6月14日	2013年12月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2015年6月15日～2023年6月13日	2015年6月15日～2023年6月13日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 4名	外部協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,323,000株	普通株式 15,000株
付与日	2013年12月15日	2014年3月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2015年11月21日～2023年11月19日	2015年6月15日～2023年6月13日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 11名	当社従業員 36名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 687,000株	普通株式 835,500株
付与日	2014年3月14日	2015年4月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2016年3月15日～2023年11月19日	2017年4月15日～2025年4月13日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 41名	当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 373,800株	普通株式 105,300株
付与日	2015年12月1日	2016年3月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2017年4月15日～2025年4月13日	2018年3月2日～2026年2月28日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 55名	当社従業員 130名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 144,990株	普通株式 353,235株
付与日	2016年8月22日	2017年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2018年3月2日～2026年2月28日	2019年9月29日～2027年9月28日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 1名	当社従業員 206名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,000株	普通株式 453,450株
付与日	2017年9月29日	2018年8月14日
権利確定条件	権利確定日において、当社の外部協力者の地位にあること。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2019年9月29日～2027年9月28日	2019年9月29日～2027年9月28日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社子会社代表取締役 1名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 192名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 249,600株	普通株式 937,875株
付与日	2019年2月5日	2019年2月5日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2019年2月5日～2029年2月4日	2021年2月5日～2029年2月4日

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 1名 当社子会社代表取締役 1名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 259名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 316,500株	普通株式 861,150株
付与日	2019年2月5日	2019年4月9日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2019年9月29日～2027年9月28日	2021年4月9日～2029年4月8日

	第17回新株予約権	第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 6,000株	普通株式 390,000株
付与日	2019年4月9日	2019年6月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2019年9月29日～2027年9月28日	2019年6月1日～2029年5月31日

	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 14名	当社取締役 1名 当社子会社代表取締役 1名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 68名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 102,900株	普通株式 370,275株
付与日	2019年6月11日	2019年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2021年6月11日～2029年6月10日	2021年6月30日～2029年6月29日

	第21回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 6,000株
付与日	2019年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年9月29日～2027年9月28日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	705,000	60,000	1,218,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	336,000
未行使残	705,000	60,000	882,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	15,000	687,000	553,500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	177,000	327,000
未行使残	15,000	510,000	226,500

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	251,400	24,300	130,590
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	63,600	16,800	76,800
未行使残	187,800	7,500	53,790

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	343,635	3,000	—
付与	—	—	453,450
失効	222,075	3,000	255,300
権利確定	—	—	—
未確定残	121,560	—	198,150
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	249,600	937,875	316,500
失効	—	17,100	300
権利確定	249,600	—	—
未確定残	—	920,775	316,200
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	249,600	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	249,600	—	—

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	861,150	6,000	390,000
失効	13,200	—	—
権利確定	—	—	390,000
未確定残	847,950	6,000	—
権利確定後(株)			
前連会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	390,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	390,000

	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	102,900	370,275	6,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	102,900	370,275	6,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	17	1	61
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	21	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	1	61	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	21	—	105

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	297	297	297

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	338	338	504

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格(円)	505	505	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	504

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利行使価格(円)	505	1	505
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	504	—

	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
権利行使価格(円)	505	505	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	504

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF方式等により算出しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 1,566,132千円
- ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株式報酬費用	108,418千円
前受収益	597,111 "
減価償却費	239,869 "
資産除去債務	43,974 "
税務上の繰越欠損金	3,098,805 "
その他	6,029 "
繰延税金資産小計	4,094,207千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△3,098,805 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△995,402 "
評価性引当額小計(注) 1	△4,094,207千円
繰延税金資産合計	—

(注) 1. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、評価性引当額の重要な変動については記載しておりません。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	8,839	98,578	281,372	2,710,014	3,098,805
評価性引当額	—	—	△8,839	△98,578	△281,372	△2,710,014	△3,098,805
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社グループの事業セグメントは、プラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐々木 大輔	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接28.6	債務被保証	不動産賃貸 借契約に対 する債務保 証(注)1	159,158	—	—
						債務被保証	仕入債務に 対する債務 保証(注)2	40,645	—	—

- (注) 1. 当社は、不動産賃貸借契約に対して当社代表取締役佐々木大輔より債務保証を受けております。取引金額については、当連結会計年度の年間賃借料を記載しており、当連結会計年度末における対象債務はありません。なお、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。
2. 当社は、仕入債務の一部に対して当社代表取締役佐々木大輔より債務保証を受けております。取引金額については、当連結会計年度末における対象債務残高を記載しております。なお、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	△287.97円
1株当たり当期純損失(△)	△68.27円

- (注) 1. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△2,778,440
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△2,778,440
普通株式の期中平均株式数(株)	40,695,293
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権20種類(新株予約権の数 普通株式 6,177,000株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 優先株式の取得及び消却

当社は、2019年8月26日開催の取締役会において、A種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

また、当社が取得したA種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2019年9月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	1,516,000株
B1種優先株式	1,064,000株
B2種優先株式	697,674株
C1種優先株式	1,398,321株
C2種優先株式	392,157株
D種優先株式	1,155,117株
E種優先株式	1,511,628株

(2) 交換により交付した普通株式数 7,734,897株

(3) 交付後の発行済普通株式数 13,734,897株

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2019年8月26日開催の取締役会決議に基づき以下のとおり株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2019年9月24日開催の定時株主総会決議に基づき、2019年9月25日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年9月24日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき3株の割合で分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数	13,734,897株
分割により増加した株式数	27,469,794株
分割後の発行済株式総数	41,204,691株
分割後の発行可能株式総数	164,818,764株

③ 株式分割の効力発生日

2019年9月25日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
減価償却費	30,235千円
(セグメント情報等)	

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、プラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△11.91円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△490,684
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(千円)	△490,684
普通株式の期中平均株式数(株)	41,204,691
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,634,156	5,676,227
売掛金	430,906	705,243
前払費用	95,276	125,042
その他	15,273	13,904
貸倒引当金	△2,400	△20,456
流動資産合計	2,173,212	6,499,960
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	110,262	124,089
減価償却累計額	△97,414	△98,855
建物附属設備（純額）	12,848	25,233
工具、器具及び備品	30,891	147,930
減価償却累計額	△17,220	△32,811
工具、器具及び備品（純額）	13,671	115,118
有形固定資産合計	26,519	140,352
無形固定資産		
ソフトウェア	—	316,243
ソフトウェア仮勘定	—	61,108
無形固定資産合計	—	377,351
投資その他の資産		
投資有価証券	—	29,991
関係会社株式	—	200,000
敷金及び保証金	140,532	164,021
その他	75,731	53,087
投資その他の資産合計	216,264	447,100
固定資産合計	242,783	964,804
資産合計	2,415,996	7,464,765

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	238,023	461,558
未払費用	355,545	487,835
未払法人税等	8,371	8,392
前受収益	1,078,213	1,726,254
その他	42,966	184,417
流動負債合計	1,723,120	2,868,458
負債合計	1,723,120	2,868,458
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	4,798,209	8,048,209
その他資本剰余金	4,707,829	7,957,829
資本剰余金合計	9,506,038	16,006,038
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△9,137,759	△11,829,948
利益剰余金合計	△9,137,759	△11,829,948
株主資本合計	468,278	4,276,089
新株予約権	224,597	320,217
純資産合計	692,875	4,596,307
負債純資産合計	2,415,996	7,464,765

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	2,414,913	4,579,049
売上原価	684,524	1,041,157
売上総利益	1,730,388	3,537,891
販売費及び一般管理費	※2, ※3 5,131,732	※2 6,297,436
営業損失(△)	△3,401,344	△2,759,545
営業外収益		
受取手数料	787	1,226
経営指導料	—	※1 14,990
その他	1,387	2,518
営業外収益合計	2,175	18,735
営業外費用		
株式交付費	—	22,750
為替差損	71	807
その他	57	452
営業外費用合計	128	24,010
経常損失(△)	△3,399,297	△2,764,820
特別利益		
新株予約権戻入益	1,829	81,023
特別利益合計	1,829	81,023
税引前当期純損失(△)	△3,397,467	△2,683,797
法人税、住民税及び事業税	8,378	8,392
法人税等合計	8,378	8,392
当期純損失(△)	△3,405,845	△2,692,189

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	400,941	58.6	605,291	57.9
II 経費		283,582	41.4	439,310	42.1
小計		684,524	100.0	1,044,601	100.0
仕掛品期首たな卸高		—	—	—	—
合計		684,524	—	1,044,601	—
仕掛品期末たな卸高		—	—	3,444	—
当期売上原価		684,524	—	1,041,157	—

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	167,330	253,331

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	4,798,209	4,707,829	9,506,038
当期変動額				
当期純損失(△)				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	100,000	4,798,209	4,707,829	9,506,038

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△5,731,913	△5,731,913	3,874,124	167,416	4,041,540
当期変動額					
当期純損失(△)	△3,405,845	△3,405,845	△3,405,845		△3,405,845
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				57,180	57,180
当期変動額合計	△3,405,845	△3,405,845	△3,405,845	57,180	△3,348,664
当期末残高	△9,137,759	△9,137,759	468,278	224,597	692,875

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	4,798,209	4,707,829	9,506,038
当期変動額				
新株の発行	3,250,000	3,250,000		3,250,000
資本金からその他資本剰余金への振替	△3,250,000	—	3,250,000	3,250,000
当期純損失(△)				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	3,250,000	3,250,000	6,500,000
当期末残高	100,000	8,048,209	7,957,829	16,006,038

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△9,137,759	△9,137,759	468,278	224,597	692,875
当期変動額					
新株の発行			6,500,000		6,500,000
資本金からその他資本剰余金への振替			—		
当期純損失(△)	△2,692,189	△2,692,189	△2,692,189		△2,692,189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				95,620	95,620
当期変動額合計	△2,692,189	△2,692,189	3,807,811	95,620	3,903,431
当期末残高	△11,829,948	△11,829,948	4,276,089	320,217	4,596,307

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失 (△)	△3,397,467
減価償却費	21,127
株式報酬費用	59,010
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,400
受取利息	△44
新株予約権戻入益	△1,829
売上債権の増減額 (△は増加)	△335,395
前払費用の増減額 (△は増加)	△62,098
未払金の増減額 (△は減少)	54,100
未払費用の増減額 (△は減少)	187,229
前受収益の増減額 (△は減少)	498,995
その他	38,082
小計	△2,935,889
利息の受取額	44
法人税等の支払額	△7,124
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,942,970
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△27,582
長期前払費用の取得による支出	△113,400
敷金及び保証金の差入による支出	△82,459
その他	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△223,438
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,166,408
現金及び現金同等物の期首残高	4,800,564
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,634,156

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4～8年

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、税効果関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計を除く)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
経営指導料	一千円	14,990千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
研究開発費	1,604,516千円	1,561,857千円
給料及び手当	1,146,919 "	1,479,261 "
広告宣伝費	1,086,804 "	1,357,894 "
減価償却費	5,381 "	10,397 "
貸倒引当金繰入額	2,400 "	19,050 "
おおよその割合		
販売費	56%	56%
一般管理費	44%	44%
(うち、研究開発費)	(31%)	(25%)

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
	1,604,516千円

なお、当事業年度においては、連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000
A種優先株式	1,516,000	—	—	1,516,000
B1種優先株式	1,064,000	—	—	1,064,000
B2種優先株式	697,674	—	—	697,674
C1種優先株式	1,398,321	—	—	1,398,321
C2種優先株式	392,157	—	—	392,157
D種優先株式	1,155,117	—	—	1,155,117
合計	12,223,269	—	—	12,223,269

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	224,597
合計		—	—	—	—	224,597

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
現金及び預金	1,634,156千円
現金及び現金同等物	1,634,156千円

(リース取引関係)

前事業年度 (2018年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資等によって調達しておりますが、今後は必要に応じて銀行借入等も合わせて検討していきます。なお、デリバティブ取引については行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規定等の整備を行った上で実行する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,634,156	1,634,156	—
(2) 売掛金	430,906		
貸倒引当金 (※)	△2,400		
	428,505	428,505	—
(3) 敷金及び保証金	140,532	74,700	△65,832
資産計	2,203,194	2,137,362	△65,832
(1) 未払金	238,023	238,023	—
(2) 未払法人税等	8,371	8,371	—
負債計	246,394	246,394	—

(※) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 未払金、及び(2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,634,156	—	—	—
売掛金	430,906	—	—	—
敷金及び保証金	1,117	—	—	262,478
合計	2,066,180	—	—	262,478

(有価証券関係)

前事業年度(2018年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年6月30日)

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額200,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	59,010千円
-----------------------	----------

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益	1,829千円
----------	---------

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2018年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2014年9月18日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2019年9月25日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社監査役 1名 外部協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 750,000株	普通株式 60,000株
付与日	2013年6月14日	2013年12月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2015年6月15日～2023年6月13日	2015年6月15日～2023年6月13日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 4名	外部協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,323,000株	普通株式 15,000株
付与日	2013年12月15日	2014年3月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2015年11月21日～2023年11月19日	2015年6月15日～2023年6月13日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 11名	当社従業員 36名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 687,000株	普通株式 835,500株
付与日	2014年3月14日	2015年4月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2016年3月15日～2023年11月19日	2017年4月15日～2025年4月13日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 41名	当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 373,800株	普通株式 105,300株
付与日	2015年12月1日	2016年3月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2017年4月15日～2025年4月13日	2018年3月2日～2026年2月28日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 55名	当社従業員 130名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 144,990株	普通株式 353,235株
付与日	2016年8月22日	2017年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2018年3月2日～2026年2月28日	2019年9月29日～2027年9月28日

	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,000株
付与日	2017年9月29日
権利確定条件	権利確定日において、当社の外部協力者の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年9月29日～2027年9月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	705,000	60,000	1,278,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	60,000
未行使残	705,000	60,000	1,218,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	15,000	687,000	556,500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	3,000
未行使残	15,000	687,000	553,500

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	43,800	138,390
付与	—	—	—
失効	—	18,000	7,500
権利確定	—	25,800	130,890
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	254,700	—	—
権利確定	—	25,800	130,890
権利行使	—	—	—
失効	3,300	1,500	300
未行使残	251,400	24,300	130,590

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	353,235	3,000
失効	9,600	—
権利確定	—	—
未確定残	343,635	3,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	17	1	61
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	21	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	1	61	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	21	—	105

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	297	297	297

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	338	338

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF方式等により算出しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 1,886,098千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2018年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株式報酬費用	77,688千円
前受収益	372,954 "
減価償却費	404,082 "
資産除去債務	42,398 "
税務上の繰越欠損金	2,244,779 "
その他	209 "
繰延税金資産小計	3,142,112千円
評価性引当額	△3,142,112 "
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2019年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株式報酬費用	108,418千円
前受収益	597,111 "
減価償却費	216,377 "
資産除去債務	43,974 "
税務上の繰越欠損金	3,093,891 "
その他	6,144 "
繰延税金資産小計	4,065,918千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,093,891 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△972,026 "
評価性引当額小計	△4,065,918 "
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

当社の事業セグメントは、プラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する事項】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐々木 大輔	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接28.6	債務被保証	不動産賃貸 借契約に対 する債務保 証(注)1	145,238	—	—
						債務被保証	仕入債務に 対する債務 保証(注)2	27,844	—	—

- (注) 1. 当社は、不動産賃貸借契約に対して当社代表取締役佐々木大輔より債務保証を受けております。取引金額については、当事業年度の年間賃借料を記載しており、当事業年度末における対象債務はありません。なお、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。
2. 当社は、仕入債務の一部に対して当社代表取締役佐々木大輔より債務保証を受けております。取引金額については、当事業年度末における対象債務残高を記載しております。なお、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり純資産額	△247.82円
1株当たり当期純損失(△)	△92.88円

- (注) 1. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
当期純損失(△)(千円)	△3,405,845
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△3,405,845
普通株式の期中平均株式数(株)	36,669,807
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権11種類(新株予約権の数 普通株式 3,991,425株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 第三者割当による新株の発行

当社は、2018年7月30日開催の臨時株主総会において、次のとおり第三者割当による新株の発行を決議し、2018年8月10日に払込が完了しております。

(1) 発行した株式の種類及び数

E種優先株式1,511,628株

(2) 発行価額

1株につき4,300円

(3) 発行価額の総額

6,500,000千円

(4) 発行価額の総額のうち資本へ組み入れる額

3,250,000千円

(5) 資金の用途

自己資本と手元資金の充実を図るための資金

2. 資本金の減少

当社は、2018年9月27日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少について決議し、当該決議について2018年11月1日に効力が発生しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的としております。

(2) 資本金及び資本準備金の減少に関する事項

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

①減少する資本金の額

3,250,000千円

②資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少しております。なお、資本金の減少額3,250,000千円は、全額その他資本剰余金に振り替えております。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少及び剰余金処分の日程

株主総会決議日 2018年9月27日

効力発生日 2018年11月1日

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 優先株式の取得及び消却

当社は、2019年8月26日開催の取締役会において、A種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

また、当社が取得したA種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2019年9月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	1,516,000株
B1種優先株式	1,064,000株
B2種優先株式	697,674株
C1種優先株式	1,398,321株
C2種優先株式	392,157株
D種優先株式	1,155,117株
E種優先株式	1,511,628株

(2) 交換により交付した普通株式数 7,734,897株

(3) 交付後の発行済普通株式数 13,734,897株

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2019年8月26日開催の取締役会決議に基づき以下のとおり株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2019年9月24日開催の定時株主総会決議に基づき、2019年9月25日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年9月24日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき3株の割合で分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数	13,734,897株
分割により増加した株式数	27,469,794株
分割後の発行済株式総数	41,204,691株
分割後の発行可能株式総数	164,818,764株

③ 株式分割の効力発生日

2019年9月25日

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	110,262	13,827	—	124,089	98,855	1,441	25,233
工具、器具及び備品	30,891	117,038	—	147,930	32,811	15,591	115,118
有形固定資産計	141,153	130,865	—	272,019	131,667	17,032	140,352
無形固定資産							
ソフトウェア	—	346,112	—	346,112	29,868	29,868	316,243
ソフトウェア仮勘定	—	405,385	344,277	61,108	—	—	61,108
無形固定資産計	—	751,498	344,277	407,220	29,868	29,868	377,351

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC等の購入	81,049千円
	ネットワーク機器の購入	29,093 〃
ソフトウェア	クラウド会計ソフトfreee及び人事労務freeeに関するソフトウェア	344,277 〃
ソフトウェア仮勘定	自社開発ソフトウェアの資産計上	405,385 〃

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,400	19,050	994	—	20,456

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注) 1
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://announce.freee.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 4月1日	株式会社 リクルートホールディングス 代表取締役兼CEO 峰岸 真澄	東京都中央区銀座八丁目4番17号リクルート銀座8丁目ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社 リクルート 代表取締役社長 北村 吉弘	東京都中央区銀座八丁目4番17号リクルート銀座8丁目ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	C 1種優先株式 759,089	(注)6	(注)6
2019年 9月23日	—	—	—	DCM VI, L. P. General Partner Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025, United States	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △550,000 B 1種優先株式 △798,000 C 1種優先株式 △319,616 D種優先株式 △172,413 普通株式 1,840,029	(注)7	(注)7
2019年 9月23日	—	—	—	A-Fund, L. P. General Partner Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025, United States	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C 1種優先株式 △79,904 普通株式 79,904	(注)7	(注)7
2019年 9月23日	—	—	—	IVP Fund II A, L. P. 常任代理人 平田 幸一郎	PO Box 309, Uglund House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △622,000 B 1種優先株式 △174,000 普通株式 796,000	(注)7	(注)7
2019年 9月23日	—	—	—	株式会社 リクルート 代表取締役社長 北村 吉弘	東京都中央区銀座八丁目4番17号リクルート銀座8丁目ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C 1種優先株式 △759,089 普通株式 759,089	(注)7	(注)7
2019年 9月23日	—	—	—	LINE株式 会社 代表取締役社長 出澤 剛	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	E種優先株式 △697,674 普通株式 697,674	(注)7	(注)7
2019年 9月23日	—	—	—	Palace Investments Pte. Ltd. Authorised Signatory Koh Wai Kit	3 Fraser St., #10-23 DUO Tower, Singapore 189352	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B 2種優先株式 △586,932 普通株式 586,932	(注)7	(注)7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 9月23日	—	—	—	株式会社 S M B C 信託銀行 (特定運用 金外信託口 契約番号 12100440) 代表取締役 社長兼 最高執行 役員 荻野 浩三	東京都港区 西新橋一丁 目3番1号	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	D種優先株式 △500,000 普通株式 500,000	(注)7	(注)7
2019年 9月23日	—	—	—	IVP Fund II B, L. P. 常任代理 人 平田 幸一郎	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	A種優先株式 △328,000 B1種優先株式 △92,000 普通株式 420,000	(注)7	(注)7

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」は当該株式分割前の「移動株数」を記載しております。
5. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となっております。
6. 2018年4月1日付の株式の移動は、株式会社リクルートホールディングスを分割会社とする吸収分割方式による会社分割により株式会社リクルートアドミニストレーション（同日に株式会社リクルートに社名変更）に承継されたことによります。
7. 2019年8月26日開催の取締役会において、A種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①
発行年月日	2018年8月10日
種類	E種優先株式
発行数	1,511,628株
発行価格	1株につき4,300円 (注)4
資本組入額	2,150円
発行価額の総額	6,500,000,400円
資本組入額の総額	3,250,000,200円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2017年9月29日	2017年9月29日	2018年8月14日
種類	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 117,745株	普通株式 1,000株	普通株式 151,150株
発行価格	1株につき1円 (注)4	1株につき1円 (注)4	1株につき1円 (注)4
資本組入額	0.5円	0.5円	0.5円
発行価額の総額	117,745円	1,000円	151,150円
資本組入額の総額	58,873円	500円	75,575円
発行方法	2017年9月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2017年9月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2017年9月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注)3

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2019年2月5日	2019年2月5日	2019年2月5日
種類	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)	第15回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 83,200株	普通株式 312,625株	普通株式 105,500株
発行価格	1株につき1,550円 (注)4	1株につき1,513円 (注)4	1株につき1円 (注)4
資本組入額	775円	756.5円	0.5円
発行価額の総額	128,960,000円	473,001,625円	105,500円
資本組入額の総額	64,480,000円	236,500,813円	52,750円
発行方法	2019年2月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年2月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年9月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧	新株予約権⑨
発行年月日	2019年4月9日	2019年4月9日	2019年6月1日
種類	第16回新株予約権 (ストック・オプション)	第17回新株予約権 (ストック・オプション)	第18回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 287,050株	普通株式2,000株	普通株式 130,000株
発行価格	1株につき1,513円 (注)4	1株につき1円 (注)4	1株につき1,550円 (注)4
資本組入額	756.5円	0.5円	775円
発行価額の総額	434,306,650円	2,000円	201,500,000円
資本組入額の総額	217,153,325円	1,000円	100,750,000円
発行方法	2019年2月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年9月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年5月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

項目	新株予約権⑩	新株予約権⑪	新株予約権⑫
発行年月日	2019年6月11日	2019年6月30日	2019年6月30日
種類	第19回新株予約権 (ストック・オプション)	第20回新株予約権 (ストック・オプション)	第21回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 34,300株	普通株式 123,425株	普通株式 2,000株
発行価格	1株につき1,513円 (注)4	1株につき1,513円 (注)4	1株につき1円 (注)4
資本組入額	756.5円	756.5円	0.5円
発行価額の総額	51,895,900円	186,742,025円	2,000円
資本組入額の総額	25,947,950円	93,371,013円	1,000円
発行方法	2019年2月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年2月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年9月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2019年6月30日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 2019年8月26日開催の取締役会において、A種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2019年9月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使期間	2019年9月29日から 2027年9月28日まで	2019年9月29日から 2027年9月28日まで	2019年9月29日から 2027年9月28日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の社外協力者（当社と顧問契約、業務委託契約その他これに準ずる契約を締結している者をいう。以下同じ。）の地位にあることを要する。</p> <p>②新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。また、上場後2年間に新株予約権者が行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の1/3まで、2年目は割当数の2/3までとする。この比率を乗ずることにより生じる1個未満の端数は切り捨てる。但し、以下のいずれかの事由が発生した場合には、新株予約権者は上場前においても新株予約権のすべてを権利行使できるものとする。</p> <p>a 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）で承認された場合</p> <p>b 当社の議決権の過半数に相当する株式が第三者に対して一括して譲渡されることが当社に承認された場合</p> <p>c 当社の事業の全部又は重要な一部の第三者への譲渡が株主総会で承認された場合</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。</p> <p>④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p>	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権を譲渡するには、当社の承認を要する。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき1,513円	1株につき1,513円	1株につき1円
行使期間	2019年2月5日から 2029年2月4日まで	2021年2月5日から 2029年2月4日まで	2019年9月29日から 2027年9月28日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧	新株予約権⑨
行使時の払込金額	1株につき1,513円	1株につき1円	1株につき1,513円
行使期間	2021年4月9日から 2029年4月8日まで	2019年9月29日から 2027年9月28日まで	2019年6月1日から 2029年5月31日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

項目	新株予約権⑩	新株予約権⑪	新株予約権⑫
行使時の払込金額	1株につき1,513円	1株につき1,513円	1株につき1円
行使期間	2021年6月11日から 2029年6月10日まで	2021年6月30日から 2029年6月29日まで	2019年9月29日から 2027年9月28日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

7. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記新株予約権①から⑫までの当該株式分割前の発行にかかる発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、分割前の数値を記載しております。
8. 新株予約権①については、退職及び権利放棄により従業員98名77,825株分の権利が喪失しております。
9. 新株予約権②については、業務委託の解消により外部協力者1名1,000株分の権利が喪失しております。
10. 新株予約権③については、退職及び権利放棄により従業員150名85,300株分の権利が喪失しております。
11. 新株予約権⑤については、退職により従業員15名9,750株分の権利が喪失しております。
12. 新株予約権⑥については、退職により従業員1名100株分の権利が喪失しております。
13. 新株予約権⑦については、退職により従業員15名9,750株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
LINE株式会社 代表取締役社長 出澤 剛 資本金 96,199百万円	東京都新宿区新宿四丁 目1番6号	LINE / LINEプ ラットフォー ムの運営等	697,674	2,999,998,200 (4,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
Greyhound Capital Partners I L.P Director of the General Partner Alaina Danley Director of the General Partner James Kattan	McGrath Tonner Corporate Services Limited, Genesis Building, PO Box 446, Grand Cayman, KK1-1106 Cayman Islands	投資会社	255,814	1,100,000,200 (4,300)	—
株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員 三毛 兼承 資本金 17,119億円	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	金融機関	232,558	999,999,400 (4,300)	—
ライフカード株式会社 代表取締役社長 北之 坊 敏泰 資本金 1億円	神奈川県横浜市青葉区 荏田西一丁目3番20号	クレジットカ ード事業	116,279	499,999,700 (4,300)	—
株式会社AMG 代表取締役 福田有希 子 資本金 10百万円	京都府京都市右京区西 院東貝川町31番地	有価証券売買	116,279	499,999,700 (4,300)	—
T. Rowe Price Japan Fund Director Archibald Ciganer Albeniz	100 East Pratt Street, Baltimore, MD 21202, United States	投資ファンド	93,024	400,003,200 (4,300)	—

(注) 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権

発行年月日	種類	割当株数 (株)	単価(円)	割当人数 (名)	取得者と 提出会社との関係
2017年9月28日 取締役会決議 (注) 2	新株予約権①の付与 (ストック・オプション)	117,745	1	130	当社従業員
2017年9月28日 取締役会決議 (注) 3	新株予約権②の付与 (ストック・オプション)	1,000	1	1	外部協力者
2018年8月13日 取締役会決議 (注) 4	新株予約権③の付与 (ストック・オプション)	151,150	1	206	当社従業員
2019年2月4日 取締役会決議	新株予約権④の付与 (ストック・オプション)	83,200	1,513	2	特別利害関係者(当社取締役)
2019年2月4日 取締役会決議 (注) 5	新株予約権⑤の付与 (ストック・オプション)	312,625	1,513	196	特別利害関係者(当社取締役、当社子会社代表取締役、当社子会社取締役)、当社従業員
2019年2月4日 取締役会決議 (注) 6	新株予約権⑥の付与 (ストック・オプション)	105,500	1	15	特別利害関係者(当社取締役、当社監査役)、当社従業員
2019年4月8日 取締役会決議 (注) 7	新株予約権⑦の付与 (ストック・オプション)	287,050	1,513	262	特別利害関係者(当社取締役、当社子会社代表取締役、当社子会社取締役)、当社従業員

発行年月日	種類	割当株数 (株)	単価(円)	割当人数 (名)	取得者と 提出会社との関係
2019年4月8日 取締役会決議	新株予約権⑧の付与 (ストック・オプション)	2,000	1	1	特別利害関係者(当社監査役)
2019年5月31日 取締役会決議	新株予約権⑨の付与 (ストック・オプション)	130,000	1,513	3	特別利害関係者(当社取締役)、当社従業員
2019年6月10日 取締役会決議 (注) 8	新株予約権⑩の付与 (ストック・オプション)	34,300	1,513	14	当社従業員
2019年6月29日 取締役会決議	新株予約権⑪の付与 (ストック・オプション)	123,425	1,513	71	特別利害関係者(当社取締役、当社子会社代表取締役、当社子会社取締役)、当社従業員
2019年6月29日 取締役会決議	新株予約権⑫の付与 (ストック・オプション)	2,000	1	1	特別利害関係者(当社監査役)

- (注) 1. 2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記新株予約権①から⑫までの割当株数及び単価は、分割前の数値を記載しております。
2. 付与対象者のうち、当社取締役及び当社子会社取締役就任による区分変更、並びに退職及び権利放棄による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社代表取締役1名、当社従業員32名となっております。
3. 付与対象者との業務委託の解消による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の人数は、0名となっております。
4. 付与対象者のうち、当社子会社取締役就任による区分変更、並びに退職及び権利放棄による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社代表取締役1名、当社従業員54名となっております。
5. 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社子会社代表取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員177名となっております。
6. 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員12名となっております。
7. 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社代表取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員244名となっております。
8. 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員13名となっております。

(1) 特別利害関係者の取得の概況は下記のとおりです。

2019年8月26日開催の取締役会決議により、2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、下記新株予約権①から⑭までの割当株数及び単価は、分割前の数値を記載しております。

新株予約権①の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
武地 健太	東京都世田谷区	会社員	20,000 (注) 1	20,000 (1)	当社従業員 (注) 2
尾形 将行	東京都港区	会社員	18,000	18,000 (1)	当社従業員 (注) 3

- (注) 1. 武地健太への割当株数は、一部放棄により、本書提出日現在5,000株となっております。
 2. 武地健太は、2018年10月1日付で当社子会社代表取締役を選任され、特別利害関係者に該当しております。
 3. 尾形将行は、2019年2月4日付で当社取締役を選任され、特別利害関係者に該当しております。

新株予約権③の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
尾形 将行	東京都港区	会社員	30,000	30,000 (1)	当社従業員 (注) 1
武地 健太	東京都世田谷区	会社員	10,000	10,000 (1)	当社従業員 (注) 2
佐藤 顕範	東京都品川区	会社員	300 (注) 3	300 (1)	当社従業員 (注) 4

- (注) 1. 尾形将行は、2019年2月4日付で当社取締役を選任され、特別利害関係者に該当しております。
 2. 武地健太は、2018年10月1日付で当社子会社代表取締役を選任され、特別利害関係者に該当しております。
 3. 佐藤顕範への割当株数は、放棄により、本書提出日現在0株となっております。
 4. 佐藤顕範は、2018年10月1日付で当社子会社取締役を選任され、特別利害関係者に該当しております。

新株予約権④の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
尾形 将行	東京都港区	会社役員	50,000	75,650,000 (1,513)	特別利害関係者(当社取締役)
東後 澄人	東京都品川区	会社役員	33,200	50,231,600 (1,513)	特別利害関係者(当社取締役)

新株予約権⑤の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
尾形 将行	東京都港区	会社役員	50,000	75,650,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社取締役）
武地 健太	東京都世田谷区	会社役員	15,000	22,695,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社子会社代表取締 役）
川合 純一	神奈川県藤沢市	会社役員	10,000	15,130,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社取締役）
佐藤 顕範	東京都品川区	会社役員	300	453,900 (1,513)	特別利害関係者（当 社子会社取締役）

新株予約権⑥の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
東後 澄人	東京都品川区	会社役員	102,800	102,800 (1)	特別利害関係者（当 社取締役）
内藤 陽子	神奈川県川崎市	会社役員	1,000	1,000 (1)	特別利害関係者（当 社監査役）

新株予約権⑦の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
武地 健太	東京都世田谷区	会社役員	10,000	15,130,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社子会社代表取締 役）
川合 純一	神奈川県藤沢市	会社役員	5,000	7,565,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社取締役）
佐藤 顕範	東京都品川区	会社役員	5,000	7,565,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社子会社取締役）

新株予約権⑧の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
内藤 陽子	神奈川県川崎市	会社役員	2,000	2,000 (1)	特別利害関係者（当 社監査役）

新株予約権⑨の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
東後 澄人	東京都品川区	会社役員	50,000	75,650,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社取締役）
平栗 遵宜	東京都品川区	会社役員	50,000	75,650,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社取締役）

新株予約権⑩の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小村 充広	東京都中野区	会社員	20,000	30,260,000 (1,513)	当社従業員 (注) 1
武地 健太	東京都世田谷区	会社役員	10,000	15,130,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社子会社代表取締役）
川合 純一	神奈川県藤沢市	会社役員	5,000	7,565,000 (1,513)	特別利害関係者（当 社取締役）
佐藤 顕範	東京都品川区	会社役員	1,700	2,572,100 (1,513)	特別利害関係者（当 社子会社取締役）

(注) 1. 小村充広は、2019年8月7日付で当社子会社代表取締役に選任され、特別利害関係者に該当しております。

新株予約権⑪の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
内藤 陽子	神奈川県川崎市	会社役員	2,000	2,000 (1)	特別利害関係者（当 社監査役）

(2) 特別利害関係者等以外の当社従業員の取得の概況は、取得者が多いため、新株予約権①から⑫の割当の現状を下記に記載いたします。（各回号別に重複して割当を受けている場合は重複して合算しております。また2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、新株予約権の①から⑫については分割を反映した株数を算出し合算して記載しております。）

1株～10,000株は286名（計548,310株）、10,001株～20,000株は24名（計355,500株）、20,001株～30,000株は13名（計331,500株）、30,001株～40,000株は4名（計138,000株）、40,001株～50,000株は2名（計90,000株）、50,001株～60,000株は3名（計165,000株）、60,001株～70,000株は1名（計69,000株）、70,001株～80,000株は1名（計75,000株）、80,001株～90,000株は1名（計90,000株）、170,001株～180,000株は1名（計177,000株）

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 9月23日	—	—	—	LINE株式会社 代表取締役社長 出澤 剛	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	—	E種優先株式 △697,674 普通株式 697,674	—	(注)
2019年 9月23日	—	—	—	Greyhound Capital Partners I L.P Director of the General Partner Alaina Danley Director of the General Partner James Kattan	McGrath Tonner Corporate Services Limited, Genesis Building, PO Box 446, Grand Cayman, KK1-1106 Cayman Islands	—	E種優先株式 △255,814 普通株式 255,814	—	(注)
2019年 9月23日	—	—	—	株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員 三毛 兼承	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	—	E種優先株式 △232,558 普通株式 232,558	—	(注)
2019年 9月23日	—	—	—	ライフカード株式会社 代表取締役社長 北之坊 敏泰	神奈川県横浜市青葉区荏田西一丁目3番20号	—	E種優先株式 △116,279 普通株式 116,279	—	(注)
2019年 9月23日	—	—	—	株式会社AMG 代表取締役 福田 有希子	京都府京都市右京区西院東貝川町31番地	—	E種優先株式 △116,279 普通株式 116,279	—	(注)
2019年 9月23日	—	—	—	T. Rowe Price Japan Fund Director Archibald Ciganer Albeniz	100 East Pratt Street, Baltimore, MD 21202, United States	—	E種優先株式 △93,024 普通株式 93,024	—	(注)

(注) 2019年8月26日開催の取締役会において、E種優先株式につき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2019年9月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
佐々木大輔 (注) 1、2	東京都台東区	11,790,000	24.90
DCM VI, L.P. (注) 1	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025, United States	5,520,087	11.66
A-Fund, L.P. (注) 1	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025, United States	3,239,712	6.84
IVP Fund II A, L.P. (注) 1	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	2,388,000	5.04
株式会社リクルート (注) 1	東京都中央区銀座八丁目4番17号リクルート銀座8丁目ビル	2,277,267	4.81
横路隆 (注) 1、7	東京都港区	2,250,000	4.75
LINE株式会社 (注) 1	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	2,093,022	4.42
Palace Investments Pte. Ltd. (注) 1	3 Fraser St, #10-23 DUO Tower, Singapore 189352	1,760,796	3.72
株式会社SMB C信託銀行(特定運用金外信託口 契約番号12100440) (注) 1	東京都港区西新橋一丁目3番1号	1,500,000	3.17
東後澄人 (注) 3	東京都品川区	1,488,000 (1,440,000)	3.14 (3.04)
IVP Fund II B, L.P. (注) 1	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	1,260,000	2.66
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	846,858	1.79
ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合	東京都港区芝三丁目33番1号	822,582	1.74
Greyhound Capital Partners I L.P	McGrath Tonner Corporate Services Limited, Genesis Building, PO Box 446, Grand Cayman, KK1-1106 Cayman Islands	767,442	1.62
野澤俊通 (注) 7	東京都世田谷区	720,000	1.52
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	697,674	1.47
平栗遵宜 (注) 3	東京都品川区	600,000 (450,000)	1.27 (0.95)
尾形将行 (注) 3	東京都港区	450,000 (450,000)	0.95 (0.95)
ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西一丁目3番20号	348,837	0.74
株式会社AMG	京都府京都市右京区西院東貝川町31番地	348,837	0.74
合同会社RSPファンド5号	東京都中央区銀座八丁目4番17号リクルート銀座8丁目ビル	332,226	0.70
日商エレクトロニクス株式会社	東京都千代田区二番町3番地5	310,347	0.66
Salesforce Ventures	The Landmark @ One Market Street, Suite 300, San Francisco, United States of America	310,188	0.66
T. Rowe Price Japan Fund	100 East Pratt Street, Baltimore, MD 21202, United States	279,072	0.59
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	265,614	0.56
武地健太 (注) 5、7	東京都世田谷区	195,000 (180,000)	0.41 (0.38)
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	192,294	0.41

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
若原祥正 (注) 7	神奈川県川崎市	180,000 (180,000)	0.38 (0.38)
鈴木一也 (注) 7	東京都江東区	180,000 (180,000)	0.38 (0.38)
川西康之 (注) 7	東京都品川区	180,000 (180,000)	0.38 (0.38)
SBIベンチャー企業成長支援2号 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	137,649	0.29
関口聡介 (注) 7	東京都世田谷区	105,000 (105,000)	0.22 (0.22)
浅羽義之 (注) 7	東京都調布市	105,000 (105,000)	0.22 (0.22)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	103,446	0.22
ひまわりG3号投資事業有限責任 組合	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	103,446	0.22
SBIアドバンスト・テクノロジー 1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	103,425	0.22
SBIベンチャー企業成長支援投資 事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	96,147	0.20
原昌大 (注) 7	東京都港区	90,000 (90,000)	0.19 (0.19)
和久田龍 (注) 7	神奈川県川崎市	90,000 (90,000)	0.19 (0.19)
嶋田庄吾	東京都世田谷区	75,000	0.16
森大輔 (注) 7	東京都品川区	75,000 (75,000)	0.16 (0.16)
加来純一 (注) 7	東京都港区	73,500 (73,500)	0.16 (0.16)
川合純一 (注) 3	神奈川県藤沢市	60,000 (60,000)	0.13 (0.13)
寺島有為 (注) 7	東京都港区	60,000 (60,000)	0.13 (0.13)
小村充広 (注) 5、7	東京都中野区	60,000 (60,000)	0.13 (0.13)
石塚正樹 (注) 7	東京都北区	60,000 (60,000)	0.13 (0.13)
米川健一 (注) 7	東京都杉並区	60,000 (60,000)	0.13 (0.13)
木村隆弘 (注) 7	東京都品川区	60,000 (60,000)	0.13 (0.13)
岡田悠 (注) 7	東京都品川区	54,000 (54,000)	0.11 (0.11)
前村菜緒 (注) 7	東京都品川区	54,000 (54,000)	0.11 (0.11)
土佐鉄平 (注) 7	神奈川県川崎市	54,000 (54,000)	0.11 (0.11)
その他1社、342名	—	2,076,123 (2,024,400)	4.38 (4.28)
計	—	47,349,591 (6,144,900)	100.00 (12.98)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
5. 特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役)
6. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
7. 当社の従業員
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2019年11月5日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂井 志倫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐藤 義仁 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフリー株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月5日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂井 知倫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐藤 義仁 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

有吉 真哉 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているフリー株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フリー株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


独立監査人の監査報告書

2019年11月5日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂井 知倫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐藤 義仁 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフリー株式会社の2017年7月1日から2018年6月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー株式会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


独立監査人の監査報告書

2019年11月5日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂井 知倫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐藤 義弘 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフリー株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上